

平成30年12月3日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (10名)	1番 向 井 正 2番 吉 田 豊 3番 田 中 静 雄 4番 碓 勝 征 5番 漆 原 悦 子 6番 井 上 正 宣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 原 田 希 10番 寺 崎 太 彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教 育 長 野 口 敏 雄 会 計 管 理 者 森 園 敦 志 総 務 課 長 高 島 浩 介 まち・ひと・しごと課長 河 上 昌 弘 財 政 課 長 坂 井 忠 明 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 日 高 泰 明 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 税 務 課 長 小 野 清 人 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 係 長 江 崎 智 恵

議事日程 平成30年12月3日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	4番 碓 勝征	1. 町の振興について 2. 道路せいびについて 3. 古墳公園のせいびについて 4. 老松神社について
2	8番 大川隆城	1. 学校教育現場の問題点について 2. 町営住宅の管理に関して 3. 嘱託職や臨時職の待遇改善について
3	3番 田中静雄	1. 道路の冠水対策について 2. イオン上峰店、閉店後の買物対策について 3. 交通安全対策について
4	2番 吉田 豊	1. 災害対応 2. 老人福祉 3. 通学路の整備

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番碓勝征君よりお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。4番碓勝征でございます。

私は今回、碓勝征は今議会限りで退くことに決めました。これまでいただきました皆様

からの御支援等に心より感謝を申し上げます。みずからの人生の糧となりました。町へ貢献することもできたというふうに思っております。この間いろいろなことがございまして、いろいろ体験をさせていただき、是非論で私もそれなりに議論に参加し、経験することができたというふうに思っております。

今後につきましては、後進に道をあげ、一町民で町政を是非論にて見詰めてまいりたいというふうに思っております。本当にありがとうございました。

それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

まず1番目でございますけれども、町の振興についてということでございます。

これにつきましては、皆様御案内のとおり、イオン上峰店が閉店に伴いまして、町の中心市街地再開発計画の準備がなされておるところでございます。その進捗状況はということでお尋ねしたいと思います。中心市街地の再開発を検討する官民連携の跡地利用計画等々もしっかりと準備をされておるというふうに思いますので、お尋ねをしてみたいと思います。

このイオンにつきましては、以前、サティということで平成7年3月にスタートしたということで、本当ににぎわいのある中心地であったというふうに理解をいたしております。

本年5月に、イオン上峰店が来年2月に撤退ということが発表されまして、要因としましては、売上高の減少なり、いわゆる周辺市町の大店との競合ですかね、そういうことの問題とか、施設の老朽化、23年経過ということのようでございますので、そこら付近が非常に大きな原因になっておるというふうに思いますので、再開発の経過の中身をお尋ねしてみたいというふうに思います。

次に、道路整備についてということでございます。

私は町道4本が交差する変則五差路改良実施につきましては、幾度となくお尋ねをしてみいております。9月の議会でしたか、今回、この地につきましては具体的に取り組むというお話をいただいておりますので、その進捗をお尋ねしてみたいというふうに思います。

300有余名の、この改良工事につきましてはの署名もなされておりますし、私自身もかかわっております。賛同者の一名として、署名活動を私も手伝いをいたしました。そういう立場でございまして、待望のこの地の変則五差路地でございますので、それを踏まえまして、現在の計画の進捗をお尋ねしてみたいというふうに思います。

次に、古墳公園の整備についてということでございます。

この地につきましては、いわゆる御陵と併設をした古墳公園でございまして、私も実はこの古墳公園、いわゆる御陵、古墳公園を守る奉仕団の一員でございまして、月に1回、奉仕活動をやっておるわけでございますけれども、そういう中で、以前より要望してまいりました。内容につきましては、街灯の設置なり、ベンチ、椅子、テーブルですね、それから階段、加えて水洗トイレということで、他の公園等々につきましても水洗トイレ等々はしっかり整

備をされておりますし、この地につきましては、町の考えとしては再開発を準備しておるということで、その再開発に並行して、その要望事項等々を考えていきたいというふうなお話をいただいております。しかし、恐らくこの中心市街地の再開発というものは2年、3年、4年ぐらいかかるんじゃないかならうかということも私は思っておりますけれども、早く実施されれば、それにこしたことはございませんけれども、そういう再開発と並行して古墳公園の要望事項については対応するというお話をいただいておりますけれども、そこら付近を若干議論してまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に4番目でございますけれども、老松神社についてということで、これは、この神社の南側地に小さいたまり池と申しますか、ございます。この地が恐らく所有者は老松神社関係かと思っておりますけれども、これと併設して近くに町有地もございます。町有地があるということは、町もひとつかかわって環境周辺の管理をすべきじゃないかということで私もお話をいただいておりますので、そこら付近で、この地の管理状況はどうなっているのかということをお尋ねしていきたいというふうに思います。

以上で私の総括一般質問ということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、町の振興について、質問要旨、町の中心市街地再開発計画の進捗はについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。

礎議員の質問事項1、町の振興について、要旨1、町の中心市街地再開発計画の進捗はに関して答弁を申し上げます。

イオン九州株式会社との折衝は、事務方を中心に鋭意行っております。また、10月に民間事業者によりますサウンディング市場型調査を実施いたしまして、参加意欲のある企業の考え方や、参画する際の条件などを確認し、参画しやすいよう周辺環境を整えることを検討しております。

また、そういった動きと並行しまして、平成31年2月末日に迎えますイオン上峰店の閉店以降に初動がとれるよう、当該用地に町として求める施設、機能などを盛り込み、具体的事業手法やその姿図を描くとともに、今後、議会へもどういった手続が必要になるかといったところを整理するところであり、一定の進捗を見せているところでございます。

以上、礎議員の質問の答弁を終わります。

○4番（礎 勝征君）

逐次イオンとの折衝を継続しておるということと、10月には企業等々の意見等を取りまとめをしておるということでございますけれども、いずれにいたしましても、この地は県東部地区、地域の経済をリードしていく立場の箇所でございますので、これを継続して再開発

する場合も、ぜひとも東部地区の地域活性化のために、この大型店の撤退がございましたけれども、その後の新市街地の関係等々をぜひ取りまとめていただきたいというふうに思いますし、多くの皆さんが利用してきました商業施設の撤退がございましたので、これは非常に現時点におきましては買い物難民が出るとか、この地が衰退するんじゃないかなろうかというふうな心配等々もございましたので、この地の取り扱い、町の考え方なり、企業等々の意見等々を参酌していくということのようでございますし、ぜひこの地につきましては、また活性化のある地にしていただくことが重要であるというふうに思いますし、この地はまさに国道と県道が交差する地点ということで、さきのお話の中では、一日に3万有余台数の車が通行する地でありますし、多くの皆さんが注目しておる箇所、地であるということもございましたので、ぜひともそれに応えるべき中心市街地の取り扱いと申しますか、継続してこの地を活用していただくということが大事であるというふうに思いますし、町の振興策として、この地は中心地ということでの町民へのサービスはもちろんでございますし、我が町の再び、再発展する地になるというふうに思っておりますので、地域活性化のために、それに応えるべく、再開発計画を前向きで取り組んでいただきますように強く求めていきたいというふうに思いますので、長のほうから一言お願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねのイオン九州との折衝につきましては、創生室長が申し上げたとおりでございますけれども、周辺住民の生活における利便性が大きく損なわれ、上峰町の活性化にも影響が懸念される中、イオン上峰店の跡地を活用させていただく形で再開発計画を現在構想しております。

この地につきましては、以前の誘致の際にも商工会の皆様方からお力添えをいただきながら誘致をされたと聞き及ぶところでありますし、今回、商工会からも御要望をいただいております。また、町民の女性の代表の皆様方にもいろんなさまざまな御意見をいただきまして、ただいまイオン跡地についての計画をつくっているところでございますが、現在、イオン側には無償の譲渡をお願いしたいということで打診をしているところでございます。

先般、町議会の皆様方に、跡地のK a m i 女会の御意見等をもとにした町としてのイメージ図をお渡ししたところでございます。しかしながら、まだ無償で譲渡されるか否かという点については、一定の決着を迎えていないという状況でございますが、これは今月内に決着をしようと、したいと、そういう意気込みで現在交渉させていただいているところでございまして、見通しとしても確かな見通しができるものというふうに考えているところでございますので、引き続き議員の皆様方にも御指導を仰ぎながら、よりよいプランづくりに反映させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。（「次へ」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、道路せいびについて、質問要旨、町道4本交差する変則5差路改良実施計画の進捗はについて、執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。

私のほうからは、碓議員の質問事項2、道路せいびについて、質問要旨1、町道4本交差する変則5差路改良実施計画の進捗はという御質問に対しお答えいたします。

御質問の件につきましては、今年度において抜本的な見直しを行うということでお伝えしておりましたけれども、先週、概略設計業務の発注を済ませており、年度末までの完了予定ということで現在進めているところでございます。

以上、碓議員の質問の答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

現在、既にこの実施計画案として発注しておるといようなことをお伺いしましたけれども、とにかくこの地は、同僚議員さんと一緒に要望を提出した経緯もございますし、多くの皆さんの待望しておるこの地でございます。いわゆるこの地はもう本当に長年の危険道路ということで、北茂安三田川線ですかね、イオンの前のあの地の県道、延長から、あれから抜け道としてこちらに入ってくるということで、朝夕は非常に煩雑する道路でございますし、危険が本当でございます。これを通行する皆さんの、それから、通学する子供さんもですね、通学路の地にもなっておりますし、本当に皆さんの、この改良についての待望する期待というのは大きいものがございまして、これ本当にですね、課長のほうから計画案ということが申されまして、これは町としての考え方を設計ですか、そちらの業者のほうに発注したと。こちらの町の考え方を提案し、受けた業者が現地等々でまとめて策定をしていくというふうな形になるわけですか。少しその内容、若干御披瀝できればお願いしたい。

○建設課長（三好浩之君）

今、碓議員のほうからの御質問の内容でございますけれども、当該地、変形五差路でございますが、どういった形になるかということの内容の御質疑かと思えます。

今現在、町のほうから概略設計を発注している内容につきましては、以前、議会のほうにお示ししておりました3案ございましたけれども、その3案の計画路線の中に、民間のアパートが建ったことで、3案全てが使用できないような案となっております。

で、抜本的に見直すということで、まず一から考えを変えて、どういった形が一番交差点として通行しやすいような形になるのかということを上の方とも協議しながら、今後、詳細に進めていくような形になると思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（碓 勝征君）

当初計画の3案というのは、私も以前から申し上げますとおり、あの地は、いわゆる道路と民間の相中に個人の所有地が斜めに入っているような箇所があるわけですね。この地は、やはり交差点として、しっかりと改修するような形でやらないと、あの地を残すような形式が前回、案として取り扱われた経緯があるわけですね。これはしっかりと、やっぱり交差点らしい交差点を策定していかなければ、解消にはつながらないということは課長はしっかりと現場を確認しながら理解しておられるというふうに思いますので、いずれにいたしましても、申し上げておるとおり、長年の懸案道路地でございますし、この地が通行しやすいような交差点策定、しっかりとつくっていただくことによって、長年待望されておられる通行する皆様方の要望に応えるということになりますので、この地をしっかりと課長、上司としっかりと協議をしていただきながら、途中経過は議会のほうにもお知らせなりを、説明といたしますか、そういうこと等もしっかりと把握をしながら、前向きで解消できるような形式で取り組んでいただきたいということを強くお願い申し上げまして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、古墳公園のせいびについて、質問要旨、要望事項（街灯・ベンチ・階段等設置）の取組はについて、執行部より答弁を求めます。

○文化課長（中島 洋君）

皆様おはようございます。

礎議員の質問事項3、古墳公園のせいびについて、要旨1、要望事項（街灯・ベンチ・階段等設置）の取組はについて、私のほうよりお答えいたします。

都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団による都紀女加王墓と古墳公園の美化活動を毎月行っており、感謝の念にたえません。

今議会に古墳公園管理水道設置の予算要求をしているところですが、古墳公園を管理する上で、奉仕団より要望されております階段等整備も必要になっているかと思っております。今後、奉仕団の皆様と協議をしながら、景観等、問題なきよう整備していきたいと考えております。

古墳公園は、都紀女加王の一族、皇族の古墳が改葬されております町の歴史公園であります。

公園施設設備と文化遺産であります古墳公園とをなじませ、周知の埋蔵文化財包蔵地外記遺跡に帰属しておりますので、文化財調査の状況を見ながら計画づくりをさせていただきたいと考えております。

以上、礎議員の質問の答弁を終わります。

○4番（礎 勝征君）

課長のほうからは、水道設置につきましては今議会に上程されておることですのでございます。

今後については協議をしていくということでございますけれども、いわゆるこの地は、今回の中心市街地の取り扱いをするこの地との隣接をしておる地でございますし、中心市街地とこの古墳公園、御陵を周遊できるような箇所、地にもなるというふうには私は思っておりますし、再開発は申し上げたとおり、若干時間がかかるかというふうに思われますので、まず、この地の整備をちょっと早めてもらって、町民の皆様に対する再開発は何年かかかるであろうという中で、関連するこの地の古墳公園、御陵等々の周辺整備をしていただくことによって、待望する皆様が、ああ、まずはこの地、いわゆる古墳公園等々の整備からスタートできたんじゃないかなろうかと思われるような取り組みをされたらどうだろうかというふうな気持ちがございますものですから、お願いをしておるところということでございます。

とりあえずは水道設置を上程されておりますし、この水洗トイレも次年度に向けてしっかりと前向きで捉えていただき取り組んでいただきたいということもでございますし、階段ということは、いわゆる県道、歩道から出入りするその地、それを利用することによって、この古墳公園、御陵を觀賞しながら、見ていただきながら周遊して中心市街地のほうに足を運んでいただくというふうなイメージをぜひ持っていただきたいと思っておりますし、長のほうもそういうお話を若干されたこともございますので、いずれにいたしましても、この街灯とか、街灯は特に明るさということでも通行する皆さんがこの地を觀賞できていただけるようなことにもつながると思っておりますし、私はとりあえず水洗トイレとこの街灯設置については、ぜひとも前向きで、財政事情もございましょうけれども、計画等々もございましょうけれども、協議をしていただきながら、次年度に向けて取り組んでいただきたいという気持ちがございますけれども、どんなふうでしょうかね。

○文化課長（中島 洋君）

礎議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のあったように、再開発前という形のところで整備はいかがかということだと思います。

今、景観とマッチングしたところでの公園という形のところでの、うちのほうとしては今のところ計画しております。

今、トイレのお話がありましたけれども、今、簡易トイレのほうは設置しております。階段のほうを、擬木ではありますけれども、ある程度のところまでの階段は整備できているかと思っております。これ以上の、また街灯等の整備になりますと、陵墓との関係も出てきますので、宮内庁さんとの関係協議とか、そういったのも出てくるかと思っております。

いろんなことを考慮して、再開発とともに、一緒に並行して計画等、調整等をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。（「次へ」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、老松神社について、質問要旨、神社南側地の池管理はどこかについて、執行部より答弁を求めます。

○文化課長（中島 洋君）

碓議員の質問事項4、老松神社について、要旨1、神社南側地の池管理はどこかについて、私のほうよりお答えいたします。

池の所有者は、村社、老松社となっており、管理は老松神社宮総代で行われております。

池の周りの清掃、草取り、池の中のごみ取りを月に1回、境内清掃と同時に行われております。また、上米多地区でも清掃等を一緒に行われているところです。

以上、碓議員の質問の答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

管理につきましては、老松社ということで、宮総代の皆様が定期的に管理をされておるといふことのございますけれども、この地は、西のほうより以前、水路がございまして、水が流入して、池を通じて、町道の下をくぐって側溝に流れて、そういう現状があったと、以前ですね。それがもう今、全く用を足していないといふことのございますし、町有地も附属的についておるといふことの現状のございまして、この地につきましては、環境的にも非常に悪いといふふうなことも言われておるといふことのございますし、やっぱり抜本的に管理をしなければ、この地の管理がうまくいかないといふようなことの内容もございますので、西からの水路の取り扱いと町有地、これを絡めまして、もう少し突っ込んだことで、町もかかわってもらって、老松社のほうの方との協議をさせていただきながら、この地の管理についてはスムーズにいくなような、町としてのお手伝いもしていただくといふことも頭に置かれたらどうかといふふうに思いますし、そのことはどういふふうに思われますかね。

○文化課長（中島 洋君）

碓議員の御質問にお答えいたします。

まずもって、池がつくられたといふところの話でのお話なんですけれども、放魚地として、神社の池として寄附をされたといふ話のことを聞いております。

基本、神社として、池というのは、御神木とか、そういった自然崇拝とかにもかかわってきますので、私どもからどういふ基本的な判断といふのはできないのかなと。まずもって、神社の土地にもなっておりますので、地権者の方の話にはなってくるかと思っております。周りの土地の所有地とか、そういったお話は、その後の話になってくるかと私自身は思っているところです。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

この地の中に記念碑が建っておりますね。これは、今泉作太夫さんといふ方の記念碑、い

わゆる地域の振興に非常に寄与されたということで記念碑が建立されておるようでございます。

その地を含めまして、今、課長のほうからは、町としては積極的に入れないようなお話のようでございますけれども、以前からの水路の取り扱いなり、流れる水が、もちろんその池というのは目的があってつくられておるかと思っておりますけれども、その地が流れないような状況下にありますし、そこら付近を地元の方との折衝といいますか、話し合いの場をしっかりととっていただき、この老松宮というのは何百年という歴史もあるし、しかも、これにまつわって米多浮立という重要文化財の関係もございまして、そこら付近を含めて、この周辺環境のお手伝いを町としてもしっかりとやっていただくということも大事であるというふうに思いますので、町として、地元の老松宮の関係者の方はもちろんでございますし、しかし、その地に町有地があるということが、私は積極的にお手伝いをしてやり、この老松宮なり、米多浮立の重要文化財の事柄もしっかりと位置づけされておる存在価値でございますし、そこら付近はぜひぜひ協議をしながら取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

これは要望としておきますので、あとは課長のほうでしっかりと内部協議なり、老松宮の総代の皆様等々とも協議をしていただきたいというふうに要望しておきますので、そこはしっかりと確認をしていただき、言動していただきたいというふうに思います。要望としておきますので、結構です。

以上をもちまして、私、碓勝征、一般質問を終了いたします。本当にありがとうございました。終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで碓勝征議員の一般質問を終了いたします。

しばらくお待ち下さい。

それでは、次へ進みます。

通告順のとおり、8番大川隆城君よりお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。早速、質問に入らせていただきます。

まず最初に、学校教育現場の問題点についてということで質問させていただきます。

要旨の1番、校舎のエアコン整備について、この件につきましては、ことしが本当に大変暑い夏だったものですから、特に小学校の北校舎、エアコンが壊れていてきかないということで大変なる問題になり、最終的には2学期、9月からある程度除湿機を整備するというところでしていただきましたけれども、根本的にはエアコンが壊れていた、きかないということがもう3年も4年も前からあったわけですね。それがなかなかできないままことしになってきたということでありまして、つい先日、10月5日の政府のほうの臨時交付金創設と

ということで、800億円を全国の小、中学校のエアコン整備に振り向けるということで発表がなされておりました。これにつきましては、来年の夏までに希望する全ての小、中学校の整備に充てるということでの発表もあっておりました。そのことにつきまして、我が町としても小学校、あるいは中学校についてのエアコン整備について、現在どのようにお考えになり、取り組んでおられるか、お尋ねをしたいと思います。

次に、上小北通学路のり面整備、そして、上中グラウンドの排水整備の進捗についてお伺いをしたいと思います。

毎回といいますか、もう以前からこの通学路が柵も何もされていないので危ないんじゃないかということで申し上げておりました。それと加えて、のり面には植栽、あるいは土どめのブロックなり整備する必要があるんじゃないかという話をしておりましたが、その後の進捗についてお伺いをいたします。

また、中学校のグラウンドについても排水不良だということは、これも何年も前から言われておりましたが、これも取り組んでいただいていると思いますが、進捗についてお伺いをいたします。

第3番目に、教室が足りないという声をちょいちょいお聞きするわけではありますが、この件につきましては、県の教育委員会のほうが35人学級をやりなさいということで通達なりを出されておったかと思います。そういうふうになりますと、今現在、小学校、中学校の各学年のクラスの人数が、把握しておりませんが、多分35人以上の学級もあるんじゃないかと思っておりますので、それを35人学級にした場合には当然、教室が足りなくなるんじゃないかということ。

それと、今現在、特に小学校においては、なかよし学級が7クラスほどございますけれども、これもまたスペースが足りないということで、教室を半分に分けて、2分の1教室を1学級というような形で利用といいますか、使用をされておりますが、この件についてもお聞きしますと、スペースが狭いので、とても子供たちのストレスがたまっているというふうなお話もお聞きします。それらを考えますと、やはり教室の増を考えなくちゃならないと思いますが、その辺についてどういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

第4番目に、学校内でいじめは起きていないかということでお尋ねをしたいと思います。

この件につきましては、つい先日、これも新聞紙上等で知ったわけですが、県内で2016年に556件、2017年に833件ということで、16年から17年に向けて277件、いじめが増加したと。その中でも、小学校が415件、これは147件増加したというふうな資料が掲載をされておりました。

そういうことから思いますと、やはり以前から町内小学校、中学校でのいじめはどうかということも再々お尋ねをしてきておりますけれども、我が町の学校内ではどうだろうかという気にもなっておりますものですから、お尋ねをしてみたいと思います。

第2番目に、町営住宅の管理に関してということでお尋ねをしております。

要旨の1番、内装、外装の改修に基準はあるのかということでお尋ねをしたいと思います。

この件につきましては、私がある程度資料を求めているいろいろしているんですが、なかなかまいぐあい求めきれずに、確認の意味でお尋ねをしたいと思います。その開始については、例えば、何年ごとにやるとかいうふうな基準があるかどうかも含めてお尋ねをしたいと思います。

また、第2番目に、下坊所区にあります坊所団地、町営住宅ですけれども、坊所団地が、皆さん御案内かと思いますが、外観を見てみますと、大変薄汚れてといたしますか、見た目が余りよろしくない状況に現在ございます。やっぱりああいうのはもう少しきれいに外装を直ちにすべきじゃなかろうかというふうなことも感じるわけでございますが、その辺についてどういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

大きく3番目、嘱託職や臨時職の待遇改善についてということでお尋ねをしております。

この件につきましては、特に臨時職の方、あるいは嘱託の方からお話を聞きますと、県内20市町の中で、全部じゃございませんけれども、年休の支給取り扱い、あるいは忌引の取り扱いについて、市町間での差があるようでございます。その中で、上峰町においてはそれがどちらも無いということでございますので、でき得るならばその辺の改善ができないものかということでお尋ねをしたいと思います。

以上、大きく3題、質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、学校教育現場の問題点について、質問要旨1、校舎のエアコン整備について、執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんおはようございます。

大川議員の質問事項1、学校教育現場の問題点についての要旨1、校舎のエアコン整備についてという御質問についてお答えをいたします。

御質問いただきました小学校北校舎空調設備につきまして、今議会に補正予算といたしまして空調設備の更新工事設計業務委託費2,000千円を提案させていただいております。

小学校北校舎の空調設備は、平成6年度に整備し、設置後24年を経過、冷房能力の低下が見られていました。さらに、ここ数年の外気温上昇により、冷房不調となっておりますところでございます。

議員御紹介いただきましたとおり、文科省の補助事業を、交付金事業が提案されておるところでございます。上峰町につきましても、こちらにつきまして、ただいま計画を提案させていただいております。あわせて、文科省の通常の補助事業についても視野に入れながら、平成31年度の更新をめどに計画しているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

一応、今議会に、先ほどおっしゃったように設計費2,000千円が組まれております。

そういう中で、先ほど言いましたように、政府のほうから800億円の予算を計上するということでの通達といたしますかね、話があつております中で、これが費用の3分の1を国が支援すると。残りの自治体負担分についても軽減措置を講ずる方針であるというのが、これは10月7日の新聞紙上で掲載されておたわけでございますが、この残りの自治体負担分についても軽減措置というのが書かれておりますが、その辺についてはどういうふうな示しをされているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御質問いただきました新しい制度に係る地方負担の仕組みについて御案内いたします。

まず、3分の1が国庫補助ということで御案内いただきましたとおりでございます。残り3分の2におきまして、地方負担のうち、学校教育施設の整備事業債という起債が対象になります。その際に、その起債の元利償還金のうち60%につきまして、国からの交付金が出るということで、実質の地方負担は約26.7%になる見込みということで御案内を受けています。そういう制度になっております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすれば、大分、町としての負担も軽くなるということがわかりました。

そういう中で、これが来年夏までにということでありますから、夏までにということは、期限としてはいつまでということでありますか。その辺お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

来年夏までにということ御質問いただいております。そのとおりでございます。

制度といたしましては、今年度、平成30年度の補正予算の中で申請をしております。採択された場合に、まず今年度、計画をし、年明けて工事、夏までに工事完了というスケジュールで進んでいくものということでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、今年度中に計画をして来年整備ということでありますが、この件については、新設するものだけが対象ではなく、改善するものも対象ということに間違いはないですかね。その辺の確認をさせてもらいたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より、新設だけではなく更新についても対象かという御質問でございます。

更新についても対象でございます。テレビ、新聞等の報道、また国からの通知によります

と、まず、新設を優先するという表現になっております。そういうところがございますので、更新についても対象ということでもよろしいかというふうに思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

じゃ、更新も対象になるということでもありますね。じゃ、小学校の北校舎は当然そうありますが、聞くとところじゃ中学校のほうも余りよろしくないという話も聞くわけですが、中学校のほうについてはいかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま議員より、中学校のほうについてはどういう状況にあるかということで御質問をいただきました。

まず、中学校のエアコンの整備状況でございますが、こちらは平成14年度に改修をしております。今回の異常気象とも言えるべき気温の中で温度をはかってみますと、やはり28度を超える教室もありました。ただ、点検報告書によりますと、機械は良好に動いているということで報告がっております。

さらに、温度の設定は25度に設定をしております。学校の仕組みの中で、こちらが全館一斉にかかる全館冷房のために、教室によって冷房のききが異なるということで報告を受けております。よって、3階に温度を合わせると2階が寒い、2階に合わせると3階のほう暑いという状況が生じているところでございます。こちらについては、今後、その調整の仕方について、また点検業者と調整をしてまいりたいと思います。

さらに、室外機の吸気側のフィルターを交換することによって冷房効率が上がるということで点検業者のほうから御指導いただきました。これについては早急に対応して、まずもってこの冷房効率を上げていき、現場に即した対応の仕方について、また今後、点検業者と協議していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかく中学校もふぐあいがあるということですから、子供たちももちろんですが、保護者の皆さんの不安を解消するために、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

そういう中で、ことしの実績といたら本当に申しわけないんですが、中学生が熱中症で3人だったかな、4人だったかな、出ましたよね。小学校は幸いにもなかった。ただ、このことはもう言うまでもなく命にかかわる問題なんですよ。今、基準の温度としては25度ぐらいという話でしたが、実際、小学校の北校舎で、あるクラスが温度の統計といいますか、とってありました。33度から34度でしたよ。そしたらもうちょっと、今言われたように25度から見れば10度も高いというようなことですから、もう大変だということは言わずと知れたことなんです。

それと、私が一番言いたいのは、こういうことが3年も4年も前から保護者の皆さんから話が出ていたけれども対応されてなかった、そこが一番問題と思うわけですね。だから、いつもお話するときは、学校と地域と家庭と連携をとってと、いつも言われる。ただ、このことについても連携とれてないじゃないですか。そういう声が上がったら、いち早く取り組むという姿勢をぜひ持ってもらいたい。いつかも言ったと思います。いろいろあっても、急がんばときは急がんばですよ。だから、それを今後はもうぜひ肝に銘じてといたしますか、もう子供たちが一番、チルドレンファーストですよ。で考えてもらいたいと思います。

そういうことで、教育長に最後お尋ねしますが、このエアコン整備については、今回、国が示した、夏までには改善に向けてお金、予算を組んでやっているということでもありますから、ぜひこれに該当させて整備をやってもらいたいと思います。後で間に合わなかったとか、いろいろは言いわけになりませんよ。これができんかったら学校施設整備補助事業があるからというようなことは絶対もう言わないでほしい。今回、ぜひね、ぜひ小学校も中学校も、この800億の予算の中に組み込んで、できますように努力してもらいたいと思いますので、教育長、最後に一言お願いします。

○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。大川議員からの御指摘、御質問でございました。

私自身が昨年度まで学校のほうからの要望を上げる立場でございました。中学校においては、先ほど事務局長が申しましたように、去年まではそんなにふぐあいは感じておりませんでしたけれども、今夏の酷暑によって、フロアごとの温度の差が著しく出てきたというようなこともございますが、その分については温度調整、そして、フィルターの交換ということでの対応で、ぜひ進めていきたいと思っております。

また小学校におきましては、御指摘のとおり、数年来要望があったということも承知しているところでございますけれども、私自身が学校現場の出でございますので、そういったところでは子供たちと密に接してきたという経験上、やはり議員御指摘のように、明らかに問題があるとかいうようなことであれば、やはり急ぐべきは急ぐというようなことで進めてまいりたいと思っております。

これまでの教育委員会の取り組み云々を申そうとは思っておりませんが、これからの教育委員会は、ぜひ御期待をしていただきたいと思っております。すぐに学校現場との課題の共有は随時行っていきながら、そして、教育委員会での合意形成をして、コンセンサスをとった上で対応を図っていくということを進めてまいりたいと思っております。

なお、今夏の酷暑の中で、中学生で熱中症らしい症状で救急搬送された子供たちが3名おりましたけれども、そういったことにつきましても、私たちはどうしても温度設定ということをしてしまいますが、あくまでも中にいる子供たちや職員の体感温度といたしますか、がどうなのかということも考えながら、空調については進めてまいりたいというふうに思ってい

るところでございます。

以上でございます。（「次へ」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、上小北通学路法面整備や、上中グラウンド排水整備の進捗はどうかについて、執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項1、学校教育現場の問題点についての要旨2、上小北通学路法面整備や、上中グラウンド排水整備の進捗はどうかという御質問についてお答えをいたします。

まず、上小北通学路のり面整備につきましては、のり際に転落防止用の柵を敷設いたしました。長さ1.8メートルの転落防止用のくい、プラスチック製のものを地上高で1メートル、間隔で2メートルごとに埋設をし、専用のロープを3段通しております。保護者の皆様方にも御協力いただき、整備をいたしたところでございます。

次に、上中グラウンド排水整備につきましては、上中グラウンド側溝清掃業務を委託し、中学校グラウンドの西側側溝、延長50メートルの泥あげ、清掃を実施いたしました。グラウンドの雨水は、この側溝を通じて北側へ流れ、昨年度設置いたしました排水ポンプによって随時排水をされます。乾きにくかったグラウンド南、西の部分につきましては、経過観察を行うとともに、必要に応じ学校と協議しながら、グラウンドの整地などを検討してまいります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今答弁いただきました、小学校のほうについては今おっしゃったとおりに、擬木をずっと立ててロープを張ってもらって、安全確保ができるようになって喜んでおります。

それに加えて、以前、こののり面整備関係でお尋ねといたしますか、お話ししたのが、植栽の関係も考えていいじゃないかということ、それと、一番下の水路側、水路際のところの関係もお尋ねしたら、土どめブロックを整備するとか、そういうこともお示しになっておりましたけれども、その辺についてはどういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

それと、中学校のグラウンド排水不良の関係については、私も現場を見させていただいたら、一応、前回、側溝整備をしてポンプアップして流すということで整備をされた後のほうですね、南のほうも今おっしゃったように、たまった泥を上げて側溝をきれいになしてもらっていましたが、ただ残念なことに、あれは側溝のふたがないものですから、ごみが入ったりなんかするという可能性があるものですから、どっちみちならふたも設置してもらえればと思いました。

それと今度は、その民地との境のちょうど、どういうふうに言ったらいですかね、桜の

木が植栽してあるところの一番北と言ったらいいかな、角のところから北のほうに流れるやつと、南のほうに流れるのが分水的になっているそうですね。そうすると、北に流れるほうはそれできれいになりましたが、今度は南に流れるほう、町民プールの横の水路、側溝に流れるやつですが、あそこが境界といますか、学校敷が側溝までか、側溝手前なのか、その辺が私もちょっとはつきりしないんですが、これまた現場を見ますと、そっちのほうは全然さらえたといえますか、あれがないもんですから、それこそ落ち葉が入り込んでいるわ、ツルみたいなのが生えて、ところどころせきしたみたいなので、流れにくくなっている現状そのままなんです。それと今度は、側溝際にネットをずっと張ってありますね。ネットの一番下の部分がどうしても高くなっているんですよ。そこに竹とか、そういうやつも生えています。ですから、側溝に落ちるよということであろうけれども、側溝際が高くなっているもんですから落ちないという状況に現在あるわけですね。

それと今度は、町民プール側から七、八本ぐらいかな、桜の植栽されてある枝がグラウンドのほうに大分長くはうといえますかね、延びているんですよ。見てもらえばわかるように、その枝の下が、もう草が青々としています。ということは、水分があるということなんです。ですから、それもやっぱり枝打ちをして、腐食しないように薬を塗ってすれば、地面も乾こうし、グラウンドの有効利用もできようからという話もこれまで再々してきたわけですが、今後についてのそういう面の整備についてはどういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員から御提案をいただきました。まず、小学校ののり面のところ、今後、植栽、またブロックについてはということで御質問いただいております。

以前、工法の中で植栽、またブロックについて議論させていただいたことがございました。今回、柵を設置できましたので、その横、下のほうに植栽を次は考えるべきなのかなというふうに私も感じておるところでございます。また、ブロックにつきましては、下は今度は側溝のところから、建設省、公有水面の敷地とか、また境界問題等々ございますので、今後引き続きブロックの工法については議論、協議させていただければ幸いというふうに感じているところでございます。

次に、中学校の件でございます。まず、境界のところですね、確認をさせていただきました。少し説明させていただきますと、グラウンドからネットフェンスがございます。その南側にU字溝が入っております。さらに、のり面がございまして、その南側が里道が走っております。境界は、地籍図を確認しましたところ、里道がありまして、その横に公有水面等が入っておりませんでした。上峰町の敷地としては、その里道とのり面の肩のところ境界でございました。そういうことで、のり面、さらに側溝については、上峰町の敷地内に敷設してあるということがわかりました。今後、そちらの維持管理につきましても、上峰町、私ど

ものほうで確認させていただきながら進めていきたいというふうに考えたところでございます。

さらに、御提案をいただきましたネットの下部分、確かに現場のほうでは、草が生えて段がなって、南側の側溝に水が落ちない状況に確かにございました。こちらにつきましては、現場のほうで少し水道（みずみち）をつくりまして現在流しております。ここについては、もう少し敷をふやしてでも水道（みずみち）をつけて南側に流れるように、またさらにフェンスの下の根が張っている部分とかについても抜根したりとか、そういうことを対応していきたいというふうに感じたところでございます。

最後に、町民プール側から桜の木があって、そこも日陰になっているということで御指摘でございました。こちらにつきましては、現場のほう、また、枝の剪定といいますか、桜、以前は根元から小学校のほうで大きく切っしまい大変御心配、御迷惑をかけた案件もございました。中学校のほうでも、桜に負担をかけないようなところで枝打ち、また薬を塗布して、桜の維持管理も努めながら、日陰の解消について検討してまいりたいというふうに感じたところでございます。

以上、大川議員からの御質問について答弁とさせていただきます。

○8番（大川隆城君）

今、事務局長のほうから今後の対応についてお聞かせいただきました。そのように、できるだけこれまた早くお願いをしたいと思えます。そうすることによって、小学校のほうののり面については環境美化の一環にもなりますし、そして、中学校のほうについても有効利用の意味合いでは、やはりこれまた、もう以前から保護者の方からいろいろ、排水不良でだめじゃないかという話も随分と出ておった案件でございますので、早く対応してもらえれば、それこそグラウンドの有効利用にもつながるし、いろんな場面で、今言う駐車場に使う場合だって全然ふぐあいが出てこないと思えますので、できますならば、もう早目に対応をしてもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、教室が足りないという声にどう対処する考えかについて、執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項1、学校教育現場の問題点についての要旨3、教室が足りないという声にどう対処する考えかという御質問についてお答えをいたします。

今年度、小学校において新1年生が4クラスになり、例年より1クラスふえました。よって、TTルームを普通教室に充てるということで対処いたしました。TTルームとは、2人の教師が算数の授業を2班に分けて行う場合に、通常教室と分けて運用できるようにした部

屋でございます。現在は、1つの教室の中で2人の教師で対応しております。

平成31年度につきましては、新1年生は86名、3クラスの見込みでございますので、普通教室は現状維持の19教室、特別支援教室も今年度並みの7教室を見込んでおり、合わせて26教室は現状維持を予定しております。さらに、今後3年間ほどは新1年生も3クラスの見込みでございますので、教室数も現状維持を見込んでいるところでございます。

さらに、御指摘いただきました支援教室、なかよし教室の狭いことでのストレスにつきましては、子供のストレスを感じたときには別の広い部屋の方に子供を御案内して、そちらのほうでゆっくりストレス解消をしてもらうというふうな対応を現場のほうでとっていただいているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

じゃ、まず最初にお尋ねします。

県の教育委員会が35人学級をやりなさいという通達があるわけですが、今現在、小学生のクラスでは35人学級以上の人数のクラスが幾つありますか。それと、中学校が幾つあるものか。それは、いつまでに35人学級にきなさいということになっているか、その辺ちょっとまずお聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

現状では35人以下の学級で上峰町のほうは進んでおるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

じゃ、小学校も中学校も35人以下に全部なっているから、この件については問題ないということですかね。

○教育長（野口敏雄君）

大川議員御指摘の35人学級を推進するという県の通達ということでございますが、誤解のなきよう改めてここで御説明申し上げますけれども、確かに一般報道で35人学級を進めていくという報道がなされましたが、あれは実は、一律にそれを進めていくというわけではございませんで、県内の学級数、そして、それに基づく教職員定数というのがございます。定数は、例えば、上峰小学校に何人の教職員だという決まりですね。この定数は学級数によって増減をしていくわけでございますが、それに加えての加配という、加えて配当するという、加配というのが県から毎年数百名ございます。上峰の場合ですと、その中の指導方法工夫改善加配といいまして、TTや、ティームティーチングや、あるいは少人数指導ですね、学級はそのままでけれども、そこを2つに分けて、例えば習熟度別の指導をすとか、そういう少人数指導のために加配を全県下に配られています。上峰の場合は小学校に今年度2名、中学校に2名、加配が配置されました。全県下ですと数百名になります。その指導方法工

夫改善の加配、数百名の中から、昨年度、国の法律が変わりまして、基礎定数分というのがあるんですね。基礎定数分、これは全体でいくと大体十五、六%なんですけど、基礎定数分については少人数学級にしてもいいですよと、市町の判断でしていいですよというのが議員御指摘の報道の中身でございます。

上峰の場合のTT、ティームティーチングや少人数指導の場合、2人、2人、今、小、中に来ているということでしたけれども、この場合で考えますと、35人を超えている学級がありませんので、3年生以上、中学校の1年から3年までは35人以下ですので、その対象にはならないわけなんですね。ですから、予備調査もありましたけれども、上峰の場合は31年度、その少人数学級を申請する対象ではないということで回答しているところでございます。

小学校の1年と2年生につきましては、国、それから県単で、それぞれ35人学級をつくるということでされていますので、現在1年生が106名おりましたので、35をかけますと、36人ということでありましたから、学級数がふえたということでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

35人学級については、今説明いただいたことで納得いたしました。

じゃ、もう一つお尋ねしますが、なかよし学級の関係について、今現在は7クラスですかね、それが今言う、足りないということで1教室を半分ずつ使用されている。

このなかよし学級の関係が、今後の予想といいますか、では、さらにふえていくだろうという予想がされているわけですよね。そうすると、やっぱりこの学級数もふえていくんじゃないかなという感じをするわけですよね。そうした場合に、じゃ、どうなのかと。教室が、クラスのあれがふえれば、例えば半分ずつとしても足りんじゃないかな。ましてや今度は、半分ではスペース的に狭いからストレスがたまってという話も聞くもんですから、じゃ、この辺の整備を、増室といいますかね、していく必要がありはせんかということをおもうわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より、特別支援教室がふえた場合にはどういうふうに考えるかということで御質問いただきました。

特別支援教室につきましては、現在、教室の間に壁を設置するとか、棚を置いて通常のクラスを2つに遮るといような運用で進めているところでございます。

さらに、今後またふえていった場合などにつきましては、学校とまた協議をしながら進めてまいるところではございますが、例えば、特別教室、図書室などの特別教室などを別のところに移動させるとか、また今回、学童の、今、体育館の2階のほうで行っておりますが、こちらを移設するという考え方もございます。その場合に、そのあきました学童がありますそのスペース、こちらについても有効活用できるんじゃないかというふうに考えております。

少しずつ教室をずらしながら、学校の中でさらなる教室の確保についてはできるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

いろいろと検討はなされていると思いますが、やっぱり子供たちが学校に来たら本当に楽しくといたしますか、みんなが気持ちよく生活するといたしますか、過ごしてもらいたいと思うわけですよね。そういう中で、やっぱりストレスがたまって云々というたら余りいいことじゃないんです。ですから、その辺をなるべくそういうことがないようにしてもらいたいということを今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで、1つちょっと紹介しておきますと、現場からの声といたしましては、小学校の中庭を潰してでも校舎をあと1棟つくってもらえればという御意見もございました。一応紹介しておきますが。

とにかくこの上峰の子供たちが、いろんな面をクリアしながら、本当に立派に成長できますように、今後とも御努力いただきたいことをお願ひして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。休憩。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

それでは、質問事項4、学校内でいじめはおきていないかにつきまして執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項1、学校教育現場の問題点についての要旨4、学校内でいじめはおきていないかという御質問についてお答えをいたします。

平成30年度において、11月30日現在、中学校で3件、小学校で1件のいじめを認知しております。すぐにそれぞれの児童・生徒並びに保護者と対応を行っております。いじめ解決後は3カ月の経過観測を行い、いじめが継続しないよう、教育委員会、学校、保護者各位と連携して対応しているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま答弁いただきましたことによれば、11月末までに中学校で3件、小学校で1件というところでありますが、とにかくいじめというのは本当にもう一番、何と申しますか、悲しいことであり、残念なことでもあります。もう前にもお話ししたかと思いますが、これが原因で命を落とすという場合もあってまいりました。今現在、全国的に本当にまた、一つの潮流と言ったらおかしいんですけども、いじめのはもう新聞によく掲載されるようになってますよね。その中で、県内でも起きてますよね。だから、これがいつ我が町の学校に飛び火と申しますか、伝播するということもわからないわけなんです。ですから、やっぱりその予防と申しますか、もうやっぱりきちんとやってほしいということでもあります。

そういう中で、これは全般的なことだと思いますが、これは新聞の情報でありますけれども、佐賀新聞にことしの10月26日に掲載されておったものについては、県教育委員会は認知件数の増加については、いじめにつながるような兆しを早い段階で察知し、適切に対応していることのあらわれだと。未然防止と早期発見、対応、被害の最小化、再発防止に努めるといふふうにコメントされておりますが、このことについては当然、我が町でも同じことだと思いますが、もう一度その辺の対応について、どういうふうかをお聞かせいただきたいと思っております。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員より、いじめの件数の増加について、未然防止からなるものということで御紹介をいただきました。

いじめ防止等のための基本方針ということで改定もなされ、またいじめの定義についても平成25年に改定をなされております。そういうことで、いじめを早期に発見する、これが子供たちが精神的な苦痛を感じているというものは全ていじめのまず覚知ということで、これはいじめではないかなということ早期に発見するシステムをとることになりました。上峰町におきましても、アンケート調査、また週末の報告、アンケート調査ですね。そういうことで、今週あったことなどについてクラスでアンケート調査をして、それを教職員がいじめではないかなというふうに感じたらすぐに対応するという、そういう仕組みづくりをとっているところでございます。

そういうことで、全てにおいて、その児童・生徒が精神的な苦痛を感じていけば、それはもういじめであるというふうに初動をすることで未然防止に取り組んでいると、そういうふう現場のほうでも取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、お聞かせいただきました。

それと加えて、同じく10月26日付の新聞報道の中にもう一つありましたが、これは全国的な調査の結果を見てということであることだと思いますけれども、特に増加が目立つ小学校では、いじめ認知への教員の抵抗感がなくなり、子供たち自身にもいじめを見つけようという意識が浸透してきた。子供が深いダメージを受ける重大事態は減る気配を見せておらず、専門家からはもっと危機感をとの声も上がっているというふうなコメントも掲載されておるわけですね。ですから、うちの小、中学校が、そういうことはないと思いますが、学校の先生方がですね、先ほどおっしゃったようにアンケートをとったりなんなりとしていただいているかと思いますが、基本的にこの抵抗感がなくなったりとかいうことはないだろうと思いますが、その辺もう一回お聞かせください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員より、いじめの抵抗感がないようになってきてはいないように、そういう取り組みはということで御質問いただきました。

いじめを、まず覚知といいますけど、いじめではないかなという現場があったときに、すぐに教職員に対応していただけてますし、すぐにまたクラス会、また学校の中でそういう情報共有をして、こういうことはいじめなんだということを常々、教職員、学校の先生のほうから児童・生徒へ、また情報発信、御指導をしていただいているということで、簡単にいじめ、からかい、そういうことがないように現場のほうはしっかりと対応していただけてるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

それと、もう一つお尋ねします。

いじめといたら、大体子供同士がいじめるということをすぐ頭に浮かべるわけでありませうけれども、今度は先生方の子供に対して発言される言葉。言葉の暴力というのがありますよね。そうすると、やっぱり高学年になればそうでもないかもしれませんが、小学校1年、2年、3年、低学年。低学年の子供たちが先生からそういうふうな言葉を投げかけられるというか、言われると、やっぱりそれは心に残ってトラウマ的になる場面も出てきやしないかという心配もするわけですよ。ですから、先生方は一生懸命に指導をということでされてるかもしれませんが、それがちょっと行き過ぎたりというようなときに、えらくひどい言葉といいますか、心にぐさっとくるような言葉を投げかけられるときもひょっとしたらありそうな感じも聞くわけですね。ですから、その辺については、やはり今さっきおっしゃったように、例えば、職員会議なりなんなりでいろいろ協議といいますか、注意すべきは注意してということもされていると思いますが、その辺を私は、子供同士のそれはもちろんだけど、先生方の発言についてももっとこう、何といいますか、注意を促すというふうなことも必要じゃないだろうかと思うときがあるもんですから、その辺について、それこそ最後ですが、

教育長、いかがでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

いじめは決してあってはならないと確かに思います。しかし、子供たちの発達段階からしますと、小、中学生の段階からしますと、友達同士であったり、上級生、下級生との関係であったり、起こり得るということも当然一方で認識しながら学校教育は進めていかななくてはいけない。ですから、先ほど事務局長、説明しましたように、早期発見のために覚知、認知のハードルを、基準を下げて、下げて、疑わしきものから早目に対応していくという体制が上峰の場合でも今とっているところでございます。

一方で、生まない土壌というのもですね。できるだけそういう疑わしきものでも発生しないような土壌をつくっていくということで、小、中学校では教職員によって道徳や、あるいは特別活動、あるいは児童会や生徒会活動の自主的な活動を通じて、子供たちの中ででもそれを生まないという土壌をつくっていく努力をしていただいているところであります。

そして、今、御指摘にありました、これはあることも想定できるという子供たちのいじめに対する認識とは違って、絶対あってはいけない。教職員が子供に対しての言葉の、傷つけるような言葉かけであるとか、あるいは態度をとるとかいうこと、これは絶対あってはいけないことであります。教職員としての資質、指導力というよりも資質そのものが問われることでありますので、絶対あってはならないということの認識のもとに、まずは教職員相互の目とといいますか、感覚、気づきをお互いに言えるような、特に小学校の場合は学級担任制ですので、その学級の中で起きたことがなかなかほかの学級とか学年には知られないということもあたりしますから、そういったことがないよう、特に小学校においては学級や学年の枠を超えた気づきを言い合うような、そういうことを校長を中心に進めてもらっているところであります。

幸い小学校の校長は大体中学校畑の方なんですね。ですから、中学校のような教科担任制がしみついてらっしゃいますので、クラスの中や授業の中だけで終わらせるのではなくて、すぐ学年や複数の学年で話し合いの場を持つということを進めてもらっております。また、何よりも継続した研修が大事だと思いますので、県で行われている研修だけではなくて、私たち自身が学校にできるだけ出かけて行って、先生方の資質を高めていくということは継続して進めていきたいというふうに思っております。（「じゃ、よろしく申し上げます。次にお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、町営住宅の管理に関して、質問要旨1、内装、外装の改修に基準はあるのかについて執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうからは、大川議員の質問事項2、町営住宅の管理に関して、質問要旨1、内装、外装の改修に基準はあるのかという御質問に対しお答えいたします。

まず、内装に関してでございますけれども、基本的に居住されている方の使用による劣化が主であるため、退去の際、使用に伴う劣化部分について、退去者本人の負担により修繕等を行っていただいている状況であります。内壁の塗装、ふすまの張りかえ、畳の表がえにつきまして、この3点については必ず実施していただくこととしているところでございます。このように、内装に関しては退去時に改修するというようなこととなります。

次に、外装でございますけれども、主に屋根部分、外壁部分に関することとなりますが、屋根部分につきましては防水機能が損なわれたとき、いわゆる雨漏りが発生したときが改修の時期であると判断しているところでございます。本町が管理する公営住宅の屋根材はアスファルトシングル仕上げが主となっており、一般的なアスファルト防水の場合、15年から20年が耐用年数と言われておるところでございます。

外壁部でございますが、外壁に関しては外壁のひび割れや汚れなど、目視による判断が主となり、外壁塗装については種類により耐用年数が大幅に違うようになっておるところでございます。

以上、大川議員の一般質問の答弁といたします。

○8番（大川隆城君）

じゃあ今、課長から答弁いただきましたが、内装については退去時に傷んだところを全部改修していただくということですよ。それと、外装については、屋根部分については一応15年から20年が期限といいますか、改修時期だということ。それと、外装については、ひび割れ等々、目視でこれはやっぱしせんといかんというふうに判断した折にやるということだから、何年ごとということはないということですよ。じゃ、これ、一応それがわかってからというよりかは、外装も何年ごとにというふうな決め事にはされないものか、その辺いかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

今、大川議員のほうから御質疑でございますけれども、何年ごとにという決め事はできないのかということだったと思います。

次の質問とちょっとかぶるところもでございますけれども、住宅ストックの改善改修事業ということで、建てかえを含めたところで長寿命化計画というのを策定する中で、どういった時期にそういう屋上の防水をやりかえるとか、外壁をやりかえるとか、取り壊しを行うとか、そういったものを全体的に町営住宅全部を計画を立てて、一時期に経費が集中しないような計画を立てていくということで、195戸を今管理しておりますけれども、そういった計画をつくった中で整備をやっていくという時期的なものを来年つくるような計画をしております。その中で時期的なものを定めていくようになるということで御理解いただければと思います。

(「わかりました。じゃあ済みません、次をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、下坊所区町営住宅（坊所団地）の外装の改修は考えていないのかについて執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

大川議員の質問事項2、町営住宅の管理に関して、質問要旨2、下坊所区町営住宅（坊所団地）の外装の改修は考えていないのかという質問に対しお答えいたします。

先ほど若干触れさせていただきましたけれども、町営住宅の全般的なことですが、本町が管理している町営住宅について効率的かつ円滑に更新を実施するため、予防保全的な維持管理を推進し、長寿命化を図ることでライフサイクルコストの縮減につなげていくということが重要であると認識しているところでございます。現状の調査を行い、修繕、改善箇所を把握した上で長寿命化計画の見直しを行うこととしており、来年度、予定をしております。

なお、坊所団地における外装の改修につきましても、当然、この長寿命化計画に盛り込み、後年度において補助事業により実施することになるものと考えているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

どうも答弁いただきました。

課長、どうですか。今の坊所団地の建物を見て、きれいと思われませんか。じゃないでしょう。これはもう全部ということじゃないんですけれども、今の下坊所、坊所団地が一部では幽霊アパートという評判が出ているそうなんです。それに加えて、今度はあそこにお住まいの方の子どもたちが、幽霊アパートに住んどるじゃねえかというようなことで、いじめの対象にもなっているような話も何人かから聞きました。そういうことを考えますと、やっばしできるならば外装塗装し直しぐらいは早くしてもらったがよいはないだろうかという思いがあったもんですからね、お尋ねをしているわけなんです。ですから、予算的に幾らかかるかわかりません。ただただ、色を、例えば、同色にきれいに塗りかえるだけで、2次的、3次的なそういうふうな被害につながらないということになれば幸いじゃなからうかと思うもんですからね、できればお願いできんかなという思いで質問をさせてもらっておりますが、いかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

今、大川議員のほうからの御指摘でございましたけれども、坊所団地の外壁について早急に対応できないかということでの御質疑と思います。

ちょっと過去の事例でございますけども、西峰団地が昭和52年、53年に建築をされており

ます。あちらの団地につきまして、平成10年に改善事業として外壁改修の塗りかえをやっております。この間、20年程度たったところでの外壁の塗りかえということで対応しているところがございます。西峰団地についてでございますけれども。

坊所団地の建築が平成10年でございます。ことしが平成30年でございますので、時期的にももうそういう時期に来てるのかなというのは私も認識しておるところでございますので、来年立てる長寿命化計画の中では第一番に計上することができればということをおっしゃっているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○8番（大川隆城君）

今、答弁いただきました。

それで、もう一遍繰り返しになりますが、さっき紹介したようなことでの変な話が飛び交って、それこそまた、今言いますように2次災害的なことにつながったら大変ですので、今、課長言われるように、新年度に入って計画を立てられたとするならば、まず一番最初にやってほしいと思いますが、いかがですか。その辺をぜひお願いしたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ぜひ一番にということでの御質疑かと思っておりますけれども、そういうふうにはいるところがございますが、何分にも団地4戸、まだ切通の北団地、西峰団地、坊所団地、あと浮立の里米多団地と4カ所ございます。そちらのほうの今の現状等、状況等を把握した中で、一番にやるものが何かということをご十分検討した上で、上司のほうとも協議しながら順番的なものは決めていきたいというふうにお考えしております。

○8番（大川隆城君）

当然いろいろと協議、検討はしなくちゃならないとはわかります。ただ、今言うようなことも、もう一回言います。今言うようなことが広まって、変な形にならないことを願うばかりにお願いをしているわけですから、ぜひ検討は十分された上で、まず最初にといいことで頭の中に置いてもらいたいと思います。よろしくお願ひしときます。

この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、嘱託職や臨時職の待遇改善について、質問要旨、年休や忌引きの取扱いの改善はできないかについて執行部より答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、大川議員の質問事項3、嘱託職や臨時職の待遇改善について、質問要旨1、年休や忌引きの取扱いの改善はできないかとの御質問にお答えをい

たします。

現在、非常勤嘱託員及び臨時的任用職員の方々につきましては、地方公務員法の規定に基づきまして、雇用形態別に任用をしております。上峰町嘱託員取扱要綱並びに上峰町臨時的任用職員取扱要綱、こちらにて運用をしているところでございます。

年次休暇につきましては、非常勤嘱託員、臨時的任用職員ともに、労働基準法、こちらの第39条で規定をされておりました、雇入れの日から継続勤務6カ月を経過した方につきましては労働基準法に準じた年次休暇を付与しております。継続勤務年数及び所定の労働日数により付与される日数のほうが規定をされておりました、具体的な例としましては、週5日、常勤職員と同じように勤務をされる方の場合で、継続勤務年数ごとに6カ月勤務で10日、1年6カ月勤務で11日、2年6カ月勤務で12日、3年6カ月勤務で14日、4年6カ月勤務で16日、5年6カ月勤務で18日、6年6カ月以上勤務は20日ということで付与をしておるところでございます。

また、議員御指摘の忌引等の慶弔休暇につきましては、本町の場合は規定をされておられません。現在は忌引等につきましてはそれぞれの年次有給休暇、こちらの中で取得をされていることかと思っております。

年次有給休暇につきましては、先ほどお答えをいたしましたとおり、労働基準法の中に定められておりました、今後も国の方針のほうに準じることになるかと思っております。

また、忌引につきましては、議員御指摘のとおり、近隣にも規定されている自治体のほうもあるようでございます。今後、本町におきましても、国の地方公務員法等の改正がございまして、今後の他市町の改正状況等を見ながら、随時検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、答弁をいただきました。課長が今申されましたこの要綱の中には、まさしくそのとおりに規定がなされております。

そういう中で、これは私が全部、県内全市町について調べたわけではありませんが、知り得た範囲で申し上げますと、鳥栖市が上峰と変わらんように最初の6カ月間は有給がなく、6カ月過ぎてから有給が発生する形になっておりますが、忌引はあるようです。それから、神崎市。神崎市は年休、有給については2カ月目からあるようになっているようです。そのかわり忌引はないようです。佐賀市。佐賀市は年休関係については10日勤務した後には発生するといいますか、あるようになってるようです。それと、忌引についても佐賀市はあるようです。

というようなことで、それはもうそこそこの自治体の実情に合わせてということでありましょうが、やっぱり同じ職務でされてる人たちがお互いに情報交換的なことは当然あるかと思う中で、こういうふうだよというふうな話を聞けば、やはりうちらもというふうに使われ

ることは間違いないところでもあるものですからね。できますならば、我が町においても、この最初の6カ月はないというようなことをもう少し早目にやるように、あるいは忌引についても与えられるようにできないだろうかというふうなことでお伺いをしているところであります。

やはり、それこそ忌引についても、いつ不幸事があるかはわからないものですからね。やっぱりそのときにはきちんとした対応をしていただく。あるいは年休についても、6カ月間、絶対必要ないということは言えない部分もあるものですから、何か一旦関係あるときにはそういうことで利用をさせてもらいたいという思いがなおありになることも間違いないと思いますから。それと、今、働き方改革というのが叫ばれておりますが、その関係もありまして、やっぱり皆さんが、何と申しますか、楽しくというか、職場に来て頑張ろうというふうな気持ちになってもらう意味合いからも、こういうことをぜひいい方向で改善をしてもらいたいという思いがするわけですが、いま一度お願いをいたします。

○総務課長（高島浩介君）

今、大川議員のほうから御指摘がありました。非常勤嘱託員並びに臨時的任用職員、こちらにつきましては、現在、国のほうでも各自治体によって制度が明確に運営をされていないというところで、今般、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年5月17日、法律第29号ということで公布をされまして、一般職の非常勤であります任用職員につきましては制度を明確にするというように全国的な改正がなされておるところでございます。今後につきましては、臨時、非常勤の雇用形態は全国的に見直しがされて、統一的なものができるというような形になってまいります。

議員の御質問の年休、忌引等、こちらの取り扱いにつきましても、今、議員のほうがおっしゃられたように、今のところ県内ばらばらであるというところで、基本的には労働基準法等にのっとったところでの運用が多いかと思っております。しかし、その法の許容範囲の中で、少数の自治体においてはそういう運用がされておるものかと思っております。今後につきましては、法令を遵守をしながら、近隣を見ながら、合わせたところでの改正をやりたいと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

とにかく今後におきましては、先ほど言われましたように、法改正の絡みもございましたけれども、それを見ながら、よりよい、何と申しますか、職務環境づくりをお願いをしたいということを要望いたしまして、この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで8番大川隆城君の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時43分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

それでは、通告順のとおり、3番田中静雄君よりお願いいたします。

○3番（田中静雄君）

では、早速質問に移りたいと思います。

私は大きく分けて3項目の質問をいたします。

まず1番目、道路の冠水対策について。要旨、大字前牟田、寺家一地区になりますけれども、老松米多線の道路冠水の対策はどう考えておられるかを質問いたします。

ここは、梅雨時期になると道路が冠水し、車両が通るたびに玄関から雨水が浸入するおそれがあるということで、地域住民の方々の何とかしてもらいたいという要望がございました。場所は建設課のほうでも、それなりにどの部分であるかということは把握されておられると思います。

そこで、その対策はどうされようとしているのかお伺いをいたします。

大きく分けて2番目、イオン上峰店の閉店後の買い物対策についてでございます。要旨1、イオン跡地の利用で、日常の買い物ができる商店の進出は考えておられるのか質問をいたしたいと思います。

このイオン上峰店周辺の団地は、サティからイオンがあるから買い物に非常に便利だということで人が集まり、今の住宅街が形成されてきたと思っています。イオンが撤退すると、即買い物難民が出てきます。周辺住民の高齢化とひとり暮らしが多くなっている現状、足が悪い、腰が痛いとか、体調不良を訴える人が多くなっております。そういう人たちの買い物難民を助けるための商店の誘致は考えておられるのかということでございます。

ひとり暮らしとはいえ、生きていくためにはまとめ買いをされている現状でございます。これから一年一年年をとって行って、さらにひとり暮らしの方がふえてくると予想されます。イオンがあるからこの土地を買い家を買った。即買い物が非常に不便になってくるということで、何とかありませんかと。イオンが撤退した後どうなるんですかということが、その周辺の方々の切実な願いでございます。

ということで、今、上峰町であらゆる方々の意見を集約して、これからどうしようという

対策を立てられると思いますけれども、イオン撤退、2月末でございます。日にちがありません。

そこで、重ねて商店の進出はどうかということでお伺いをいたします。

同じく、要旨2で買い物難民を救済するために、のらんかいバス、乗り合いバスなどの町外への運行はできないかということで質問させていただきます。

大きい項目の3番目、交通安全対策についてであります。上峰町、吉野ヶ里町間の三上開拓線横の排水溝の安全対策の考えでございます。

6月議会でも質問をいたしましたけれども、今後、吉野ヶ里町と調整を行いながら、安全対策の実施に向けて検討していきたいという答弁だったと思いますけれども、その後、どうなっているのか、どう検討されているのかお伺いをいたします。

以上、大きく分けて3項目の質問をいたします。どうもよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、道路の冠水対策について、質問要旨、大字前牟田、寺家一地区、老松米多線の道路冠水対策はについて執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

田中議員の質問事項1、道路の冠水対策について、質問要旨1、大字前牟田、寺家一地区、老松米多線の道路冠水対策はという御質問に対しお答えいたします。

御質問の場所につきましては、寺家一地区の高橋商店付近ということでよろしいかと思っておりますけれども、質問の箇所付近の状況を申し上げますと、当該商店より南側17メートルほどの区間については、道路両側にL型水路という表面水のみ排水を目的とする施設を設置した構造となっております。さらに、その南の20メートルほどの区間につきましては、道路西側に道路側溝、東側にL型水路を設置した構造であります。

近年、一極集中的に雨が降ることが多く、今までに整備された排水施設の能力を大幅に超える雨が降っているということも要因となり、冠水する状況になっているのかということも考えられると思います。

道路冠水の原因として、排水不良が一つの原因でも考えられるため、排水施設を整備したいと思っておりますので、現地の状況調査を詳細に行い排水計画を策定したいと考えております。

なお、対策を講じるまでの間につきましては、今年度同様に、水のう——土のうのかわりになるようなものですが——及びブルーシートなどにより対応したいと考えております。

以上、田中議員の質問を終わります。

○3番（田中静雄君）

あそこの寺家一地区の道路というのは、眺めてみると、北のほうから見るとかなり下がっ

ております。それで、住民の方々、それと、寺家一の区長さんのほうからも要望が出ていると思います。道路を高くしてくれないだろうかという要望も出ていると思います。

それで、今まで梅雨どきになると潮の満ち引き、満潮、干潮のかげんもあると思いますけれども、車であおられて床下まで浸水するおそれがあるということで、土のうを積まれているようでございます。この土のうというのは、行政のほうで準備をされて、行政のほうでされていると思いますけれども、行政のほうでやってもらえないときは個人で浸水対策を施しているという状況のようでございます。

それで、これから排水のこともいろんな考えてやられるということなんですけれども、今からこの考えということになると、実際にその対策をしようと思ったら、かなりのまた日にちがかかると思うので、せめて31年度、来年の梅雨までには何らかの対策をしてもらいたいと自分では思っております。安心・安全のまちづくりのためにもぜひともやってもらいたい、施工してもらいたいと。

そして、例えば、道路を高くして、幾ら、どれくらい高くすればいいのか、その辺は地区住民の方々とよく相談をしてもらって対処してもらいたいと思いますけれども、道路を高くすることによって二次的な支障があるようではまた困ります。この辺はよく現状を確かめた上でやってもらいたいと思いますけれども、いつごろそれが施工される考えなのかお伺いをいたします。

○建設課長（三好浩之君）

今、田中議員のほうからの御指摘で、早急にということで31年度6月までにはということの御要望と、あとは道路を高くしてはどうかという、そういう御質疑であったと思います。

まず、31年度の6月までということでございますけれども、当初予算の中に、今後、上司と協議をしながら上げていく計画をしたいと思っておりますけれども、当初予算計上できなかった場合には早期に対応していきたいというふうに考えております。

あと、道路のかさ上げの件でございますけれども、実際この両サイドは高橋商店、それと、西側に倉庫等ございます。で、道路を上げるに当たっては、そういった宅地の高さ、家の高さ等の関係もございます。で、まずはここに側溝がないということが原因の一つであるかと認識しておりますので、道路を上げる以前の問題として、排水対策として道路の側溝、そういったものを、排水路を確保するという方向でまずは検討したいというふうに私どものほうでは考えておるところでございます。

以上、答弁を終わります。

○3番（田中静雄君）

先ほど言いましたけれども、道路を高くすることで、道路の西側に先ほど課長が言われたように倉庫がありますけれども、倉庫の地盤自体がそんなに高くないんですね。だから、もちろん道路を高くすることも大事なんですけれども、あの辺は排水溝が整備されていないの

が現状でございます。だから、ぜひとも、さっきも言いましたように、来年の梅雨前には何とか対策を打ってもらいたいと自分では思っていますので、私のほうからも精力的に取り組んでもらいたいということを要望して、この項目は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、イオン上峰店、閉店後の買い物対策について、質問要旨1、イオン跡地の利用で、日常の買い物ができる、商店の進出は考えているのかについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項2、イオン上峰店、閉店後の買い物対策について、要旨1、イオン跡地の利用で、日常の買い物ができる、商店の進出は考えているのかについて答弁をいたします。

イオン上峰店閉店後における活用策につきましては、町として求める機能や施設などを集約し、PFI方式によりパートナー企業を公募していく準備を行っているところです。

最終的なテナントの募集あるいは出店企業との契約はパートナー企業が組成するSPCと言われる特定目的会社が行うこととなりますが、これまでイオン上峰店が町民の利便性を支えてきた経緯を鑑みると、町が求める機能や施設としては、日常生活を支える商業機能を備えた施設を求めていきたいというふうに考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○3番（田中静雄君）

イオン周辺に住んでおられる方々、私たちも一年一年年をとっていきますけれども、これから、ますますひとり暮らしの方が多くなっていくと思います。

それで、ある日、ちょうど買い物から帰ってこられたお年寄りの女性の方がおりました。何で行かれるかと。もうイオンはそこにあるんですよ。そこにあるけれども、タクシーを使っておるんですね。タクシーで買い物しています。それで、毎日タクシーを使うわけにはいかない。1週間分だったら1週間分の買い物をしてこられる。足腰が不自由な方でした。それで、1週間分の重い荷物をタクシーから降りて玄関でもよちよち手探りで歩いて家まで買い物して帰ってこられると。

先ほども言いましたけれども、議員さん、何とかありませんかと。上峰町はどうしようと思っているんですかと。便利だからこの土地を買って、この家を買ったと。2月の末に閉店になるということで、もうそんなに日にちはないんですね。それで、イオンの跡地を無償譲渡のことについてありますけれども、そのことについては、まだ若干不透明なところがあると思いますけれども、この買い物難民の方々に安心感を与えてもらいたいと思います、私は。

それで、特にあの辺の周辺の方々に、これからどうしようと、上峰町としてどうしようと

いう考えかということをご説明をしていく、取り組みを知らせていく、そういう場を設けるそういう考えはございませんか。お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

非常に不安に思っている方が多いというような御意見かというふうに思っております。私どもも、そういった不安を解消できるように、なるべく早目にスタートが切れるように、今、粛々と準備を行っているという状況で御認識をいただければというふうに思っております。

なお、各地区ごとの説明会ということでございますけれども、本案件につきましてはPFI事業という形で行う予定をしております。つまり、町が直接開発行為を行うということではなく、これは開発行為を行っていただける民間企業を公募して、その民間企業が行うという形になっております。ですので、私どものほうはその民間企業を募集する際に、最低限こういうものは満たしてほしいというような要求水準を業者さんに提示をいたしまして、それに見合うようなことができるという事業者さんが公募をかけてくるというような仕組みになっておりますので、実際この施工する側というのが、私たちが直接するというということではないということです。その説明会の開催に関しては、なかなか難しいものがあるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。そういった形で御認識をいただければというふうに思っております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

田中議員の御指摘をいただきまして、先ほど町民の方の高齢の方のお困りの状況というのを教えていただきまして、ありがとうございました。

タクシーでイオン上峰店まで日常生活の必需品についての購入をされているというような状況があるとお聞きしまして、やはり地域に長らく愛され続けてきたイオン上峰店がどれだけ影響を与えているのかについて大変感慨深く感じた、お話を聞きながら感じたところでございます。

イオン自身は今現在、おたっしゃ便という、予約をすれば、社会福祉協議会に連絡をしていただくと、食材が、イオンの商品が各御家庭まで届けられるという仕組みを残しておりますので、ぜひその点はお伝えをいただければなど、幸いに存じるところでございます。

また、もちろん今、創生室が申しましたように、このイオンについてはPFI事業ということで考えていくこととなりますので、組成したSPCが今後発注を行うということになってまいりますし、概要や詳細な、そのテナントがどういうテナントが入っていくかということについても商業施設が責任を持ってやるべきものであると思っておりますが、そうしたPFI事業でSPCに今後いろんな、どのような対応で、計画で、スケジュールでこの商業施設を立て直していくかということについて、町民から求められることが多い現状を踏まえて、町と

しては、10月23日に私自身がふれ愛・粋いきセミナーの場を活用させていただきながら、町内に多くの方々に来ていただければよいなと思っておりますけれども、現在の進捗状況とPFI事業の概要と建物、土地、そして、今、イオン上峰店の土地建物を購入した場合に37億円ぐらい先日議員の皆様方にもお示しいたしましたように、粗い試算ではありますけれども、かかるものを、どのような財務的な計画でやっていくかというところについて、現在の状況だけをお伝えする場をつくりたいと思っておりますので、議員の皆様を初め、不安に思っている町民の皆様方に、その御案内をぜひよろしくお願いしたいと思います。10月23日に予定をさせていただきます。町民センターでございます。

○3番（田中静雄君）

これからの開発というのは民間会社が主導権を持ってやっていかれるんだろうと思っておりますけれども、何日か前に全員協議会の中で、どうしようかという青写真みたいなそういう説明がありました。また、後日、町民センターで武廣町長さんの講演があるようでございますけれども、こういう買い物難民の方々というのは足腰が不自由な方が多いんですよ。なかなか町民センターまで足を運んでくれたらいいんですけども、どうですかね、どれくらい集まるか、大勢の方が来られて講演を聞かれたらいいんですけども、そういうできない方もかなりおられると思いますので、町民センターで行われる講演のほかにも、やっぱり各地域に入って行って、そして、説明をぜひともしてもらって、今考えておられる青写真を説明してもらって、そして、住民の方々に安心感を与えてもらいたいと、私の切なる願いでございます。それが実現できるように、ひとつ頑張ってもらいたいということを要望して、この質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、買い物難民を救済するために、のらんかいバス、乗り合いタクシーの町外への運行は出来ないかにつきまして、執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。田中静雄議員の質問事項2、イオン上峰店、閉店後の買い物対策について。要旨2、買い物難民を救済するために、のらんかいバス、乗り合いタクシーの町外への運行は出来ないかという質問に対して答弁をさせていただきます。

以前の調査で、議員御指摘の町外施設へのアクセスの要望が一定程度ございましたので、町民のニーズとしては、こういった要望が寄せられていることは承知をしているところでございます。

現在、計画をしておりますコミュニティーバスですが、よりよい運行形態へ変更するために協議を重ねてきているところでございますが、運行形態としましては、上峰町内全域となっております。

運行形態の変更の大枠となる上峰町地域公共交通網形成計画では、御指摘の町外への運行については、中・長期的な継続課題として位置づけをされているところです。他自治体の商業施設や交通拠点へ乗り入れを行うには、その施設が存在する市や町の地域公共活性化協議会の了承も必要になることに加え、国土交通省の路線認可も必要となり、これを実現するのは、他自治体や交通事業者などの理解と協力や膨大な手間暇がかかることが予測されております。こういった状況も踏まえまして、中・長期的な課題としているところです。

今後、コミュニティーバスの利用状況を見ながら、各種調査において定量的に要望内容を把握し、接続の可能性を検討していきたいと考えております。

以上、田中静雄議員の質問の答弁を終わります。

○3番（田中静雄君）

子ども議会でも買い物のことについて生徒たちの質問があったと思います。また、今、イオンに買い物に来られている方、車の運転はできないけれども、イオンで買い物をされている方、あの辺のイオンを中心として、その辺の住宅街の方はもちろんですけれども、切通の団地からでも、やっぱり国道を歩いて買い物に行っておられるんですね。そういう人たちも数人おられます。それは、イオンが閉店した後、ならトライアルがあるじゃないですかということで投げかけると、イオンまではいいけど、トライアルというと、本当目と鼻の先ですけども、トライアルまではちょっと遠かですもんねとかまた言いんさあですね。やっぱり歩く人に対しては遠く感じられるようでございます。

それで、イオンが閉店後、何か今の答弁では中・長期的には考えられるということがありましたけれども、イオン閉店後、それをまたどうなるかちょっと不透明なところがありますけれども、そういう買い物ができるような状態になるまでには相当の年数がかかると思います。一月や二月で終わるわけじゃないですね。だから、これは中・長期的じゃなくて、短期的にひとつ考えてもらいたいと私は思います。それが買い物難民を救済することになると思いますけれども、どうでしょうか、短期的にできないでしょうか。お伺いをいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

田中議員御指摘の、中・長期的ではなく短期で実行してはどうかという御質疑かと思えます。

まず、現在、幹線のバスとの乗り継ぎですね、それから、その乗り継ぎバスの回数の改善、乗り継ぎバスへの乗り継ぎの回数の改善ですとか待ち時間の解消、まず、この解消を考えているところでございます。

今後、運行調査につきましては、最低でも半年ぐらいをめどに考えておりまして、どのようなニーズが求められているのかというのは早期の段階で把握をし、また、どういう運行状況を進めていくのかということは検討をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、交通安全対策について、質問要旨、上峰町、吉野ヶ里町間の三上開拓線横の排水溝の安全対策の考えはにつきまして、執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

田中議員の質問事項3、交通安全対策について、質問要旨1、上峰町、吉野ヶ里間の三上開拓線横の排水溝の安全対策の考えはという御質問に対しお答えいたします。

御質問の場所につきましては、平成29年6月議会の折に吉野ヶ里町と協議を行った上で事業を進めていくという方針であることをお伝えしておりました。先般、先日この件につきまして吉野ヶ里町建設課より本格的に事業化を考えるということで打診がっております。その整備方針と費用負担について、今現在、協議を進めているところでございます。

整備方針でございますが、水路は現状のままで、水路側の道路端部に転落防止柵、ガードパイプを設置する方向で両者協議を進めているところでございます。

以上、田中議員の質問を終わります。

○3番（田中静雄君）

私は6月の議会では、あの辺は歩道もないですね。歩道もないから、側溝の上を歩道がわりにするために、ふたをして歩道を設置してもらいたいということで質問をいたしました。

今、吉野ヶ里町側立野、それから、上峰町側、かなり住宅が進出しておりまして、特に今、日暮れがかなり早いですね、夏と比べたら非常に早くなっています。もう夕方の6時半か7時ごろ、西のほうから吉野ヶ里町から上峰町に向かってくる車というのは立て続けにライトをぴかぴか照らしてやってくるんですね。非常に交通量も多くなっています。

それで、あそこの排水溝で、6月の議会でも言いましたけれども、あそこに子供が転落をしたということは3回ほどございます。それは6月議会でも言いましたけれども、あそこで上峰町の町内の子供ではありませんけれども、吉野ヶ里町の子供さんでした。あそこに転落をして救急車で運ばれていったということもあります。それは事実だそうでございます。その後、子供さんがどうなったかというのは定かではありませんけれども、非常に危険な状態でございます。

そこで、今、答弁の中で、排水溝に落ちないように、もちろんガードレールとかそういう設置について吉野ヶ里町と話されているということなんですけれども、ガードレールとかそれを設置する場合には、上峰町側に設置するわけですね、排水溝の真ん中が境界ですから。そのときには費用はどうなるんですかね。これをガードレールから取りつけるということになったら、吉野ヶ里町は関係ないんじゃないですか、上峰町の側に設置するという事からね。どうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

もちろん上峰町側の負担になります、通常はですね。半分吉野ヶ里町側から出していただくようお願いをして、現在、町長同士では半分費用負担をしていただけるように聞いておりますので、そのような方向で進めていくことになっております。

○3番（田中静雄君）

側溝の安全対策ということで、聞くところによると、あの排水溝というのは、どうも上峰町で施工をされたということを知りました。もう随分前ですね、昔知りました。これは境界とは言いながら上峰町で施工したということを知りました。

それで、その排水溝は、別に上峰町が業者さんに頼んで発注をして施工したんでしょうけれども、費用というのは防衛庁から出とんですね、上峰町自身のお金を使ったわけでもないんです。だから、あの排水路というのは目達原駐屯地の飛行場の排水が大量に流れてくるんです、梅雨どきになると。だから、そういうことも考えれば、上峰町と吉野ヶ里町と協働で防衛庁にひとつ資金の都合を相談してもいいんじゃないかと思えますけれども、そういう考えはございませんか。

○町長（武廣勇平君）

今いただいた御提案は大変有意義でございますので、防衛省に、補助事業なので少し時間がかかりかかるかもしれませんが、費用負担を抑えるために防衛予算を活用したほうがよいという御提案をいただいたことを伝えて、吉野ヶ里町と協議をしていきたいと思えます。

○3番（田中静雄君）

一つ確認のために質問をいたします。

もう随分前になると思えますけれども、6年ぐらい前になると思えますけれども、吉野ヶ里町の議会でもそういう排水溝の安全対策ということで出されております。上峰町でも前議員が質問に立たれたと思えます。その中身は定かでございますけれども、そのときに、吉野ヶ里町でそういう安全対策について質問があって、上峰町に多分相談されたと思えます。本当に相談されたかどうかというのは、今の建設課長はその当時を御存じないと思えますけれども、そのときの吉野ヶ里町のお話でございます。

もちろん上峰町は財政的に非常に苦しい状態であったと思えます。相談があって、その答えは、財政がねと。財政が非常に苦しいということで、それも大事なんだけれども、まだまだやらなきゃいかんことがいっぱいあるという、そういうお話が吉野ヶ里町に流れました。本当に言われたのかどうかというのは、そういう記憶はございませんか。そういう申し送りというのではないですかね。

○町長（武廣勇平君）

吉野ヶ里町からの打診は2度ございました。前町長さんから2度ございましたが、私どもはいつでも施工はいいですよという姿勢でおりましたので、吉野ヶ里町側からの声として排水溝へのガードパイプの事業化の声がある以上は、吉野ヶ里町のほうから文書をいただければ

ば、我々としては応分の負担をしていくという旨でお答えをしてきたところでございます。

担当者同士のやりとりの中では存じませんが、2度要望に上がってきていただいた時点では、財政状況は随分改善をしていたのではないかとというふうに記憶をしてございます。

○3番（田中静雄君）

あの道路は、もちろんさっきも言いましたとおりに、歩道がない、のり面もない、車にあおられて自転車で行きよったら、ふらふらっとして入ったら終わりなんですね、突っ込んだら終わりなんですよ。

それで、今、特に夕方ですね。犬の散歩によく行かれます。あそこを見てみると、排水溝側はほとんど通らないんですよ。危ないからです。ほとんど民家側を行ったり来たり散歩しています。それぐらいここは危ないという危険を察知して、犬の散歩をする人が、中にはおられますけれども、ほとんど少ないです。民家側を通っている状態でございます。

だから、そういうあたりを考えて、救急車で先ほども言ったように運ばれた事例もあるようでございます。そういうことを考えると、今、防衛庁でされているのか、もちろん上峰町と吉野ヶ里町でお金を出し合ってやっていくのか、その辺も早急に吉野ヶ里町と相談をして、どうやって取り組んでいこうかということを実際にやってもらって、いち早く安全対策、住みよいまちづくりのために施工してもらいたいという要望を重ねて申し上げて、私の質問を終わります。

相当時間、余りましたけど、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで3番田中静雄議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2時まで休憩いたします。休憩。

午後1時44分 休憩

午後2時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

それでは、通告順のとおり、2番吉田豊君よりお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。2番吉田豊です。しばらくの間、おつき合いをいただきたいと思っております。

それでは、早速一般質問をさせていただきたいと思います。

通告しております順にお尋ねをしていきたいと思いますが、まず質問事項の1として、災害対応という項目で質問を上げております。質問要旨については、去る7月6日の西日本豪雨による災害現場の復旧状況について、各災害現場ごとの復旧タイムスケジュールの資料を、提出を求めますということをお願いしておったところ、資料をいただいておりますので、具体的には提出いただいた資料の説明を受けた後に私の思いを申し上げて、執行部とお話を進めさせていただきたいというふうに思います。

要旨の2番として、町指定避難所への避難道路の確保についてということは、これは9月の議会でも申し上げました。3番の田中議員の質問ともちょっと重なるところがありますが、7月6日の大雨のときに町道が至るところで冠水をしておりますが、9月の定例議会で建設課長にもお尋ねしましたが、マフラーがつかれば自動車は自動的に停止して進行できないということで、その点については意見が一致したところでありますが、それらの冠水区域の道路から避難所へは行くことができなくなるから、それについての道路の確保をしてくださいということで、9月に申し上げておりました。それについても、計画道路の年次計画ということで資料の提出を求めていますので、この点についても提出いただいた資料の説明を受けた後、私の思いを申し上げていきたいと思います。

次に、老人福祉の件でございますが、これについては質問要旨として敬老祝金の復活をということで項目を上げております。

以前、敬老祝金の復活でお尋ねしたときには、財政状況の悪化を理由にやめたという説明をいただきました。最近、財政状況もかなり回復をしていますし、私が町内あるところどころに回ってみますと、町は子育てには精いっぱい努力をしているけれども、我々年寄りには置いてきぼりで何の町の施策が届いていないということで御指摘をいただいたものですから、もとの、毎年ですね、敬老祝金の復活ができないかということで、これについては町長にお尋ねをしていきたいというふうに考えております。

質問事項3として、通学路の整備ということでございます。

質問要旨としては、去る先日、中学校の子ども議会が開催されましたが、子ども議会でも通学路の整備が必要であるという指摘がありましたが、建設課において、現在把握している未整備の道路の計画、これは主に通学路を含んでおりますが、その未整備道路を図示して資料を提出していただいておりますので、この点についても提出資料の説明を受けた後、やりとりをさせていただきたいというふうに思います。

以上、大きな項目3点質問しますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、災害対応、質問要旨1、7月6日西日本豪雨による災害現場の復旧状況について。これについて執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問事項1、災害対応、質問要旨1、7月6日西日本豪雨による災害現場の復旧状況についてという御質問についてお答えいたします。

お手元の資料の説明により、答弁にかえさせていただきたいと思います。

お手元に資料1-①、7月6日西日本豪雨による災害現場の復旧状況を御準備ください。

上段に農林施設災害復旧、下段が公共施設災害復旧で分けております。一覧表は、左から工事名、被災箇所、所在、路線名などがございます。施工月の順で記載しております。

スケジュールでございますが、黒色が契約工期、赤色が実施工期となっております。

なお、破線につきましては、提出時点での計画工程を記載しており、建設する数カ所をまとめて1工事として発注することで経費の節減を図っております。

それでは、被災箇所別に順次、読み上げて御説明申し上げます。

まず、農林施設災害復旧でございます。

ナンバー1、工事名、林道九千部山横断線災害復旧工事、被災箇所、広域基幹林道の九千部山横断線4カ所、全て完了でございます。

ナンバー2、工事名、林道屋形原線災害復旧工事、被災箇所、林道屋形原線、全て完了しております。

ナンバー3、工事名、林道鳥越線外災害復旧工事、被災箇所、鎮西山（林道鳥越線）2カ所、農地のり面の崩壊1カ所、12月5日から今月末を予定しております。

ナンバー4、工事名、林道災害復旧工事、九千部山横断線、被災箇所、広域基幹林道九千部山横断線、12月21日以降2月末までを計画しております。こちらは補助対象事業により今議会に予算補正をお願いしているところでございます。

次に、公共施設災害復旧でございます。

ナンバー1、工事名、鎮西山（北登山道）外災害復旧工事、被災箇所、グリーンレイクタウン寄付用地、完了しております。鳥越川左岸（鳥越公民館裏）施工中でございます。鎮西山（北登山道）、12月3日から12月15日を予定しております。鎮西山（五万ヶ池駐車場西側法面）、1月7日から1月19日ごろを予定しております。

ナンバー2、工事名、鎮西山（南登山道）外災害復旧工事、被災箇所、鎮西山（南登山道）、12月17日以降、12月20日ごろの予定でございます。鳥越地区農業用排水路、12月21日以降、12月25日ごろを予定しております。町道高速側道線、1月21日から1月22日ごろを予定しております。

ナンバー3、工事名、佐賀東部緩衝緑地災害復旧工事、被災箇所、東部緩衝緑地（株）美国の前付近でございます。11月末から12月の中旬予定でございます。

ナンバー4、工事名、切通東地区水路災害復旧工事、被災箇所、切通東普通河川、JA段ボールのグラウンドの東のほうになりますけど、完了しております。

ナンバー5、工事名、中村地区道路法面災害復旧工事、被災箇所、町道坊所線（中村地区北部農地法面）、完了しております。町道中村東西線、農道中村1号線、完了しております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

今、提出資料の説明を受けたところでございますが、この工程を見てみると、2番の公共施設災害復旧のところで、レイクタウンのところがもう完了していますよということなんです。9月の定例では、建設課長は、すぐにやりますよということだったんですが、建設課長の言われるすぐにとというのは、大体何日がすぐになんてでしょうか。私の解釈では、すぐにとというのは、もう直ちにすぐ行うよというのがすぐにとという解釈をするんですけど、着工までに11月8日ですから、約2カ月は経過しているわけですね。9、10、11月の初めですから。それぐらい日にちがかかったのは何でかなということと、私も気になっていたんで時々見に行っただけなんです。今、トン袋の土砂で擁壁といえば擁壁なんですけど、土砂の流出を防ぐような工事がされておるようですが、あれでもう今、課長は完了していますという報告をされたんですが、あれで工事が完了なんですか。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の御指摘でございますけれども、すぐというのはどれくらいかということでございます。1点目でございます。

まず、あそこの箇所につきましては、9月議会の折にも御説明させていただきましたけれども、寄附を進めている段階ということで御説明申し上げたかと思えます。寄附完了を待って工事に入るとということで御説明をした中で、寄附の行為が終わったのが10月中下旬ぐらいだったと、日にちはちょっと今、ここに資料ございませんので覚えておりませんが、そういった中で、工事が11月の頭になったということでございます。すぐということはいつかと言われると、発注準備をしてすぐと申しますと、大体1週間とか10日とか、それぐらいがすぐなのかなという認識はございます。

あと、1トン袋で完了かということでございますけれども、あそこの箇所につきましては、隣接する方との協議もございまして、その方が個人的に西側にあるブロック積み擁壁を下げるということを申し上げられております。うちのほうの工事としましても、最終的にはその西側の用地が下がった段階に合わせて永久構造物をつくっていきたいということで考えておりますので、今の段階では応急対策として、一応、1トン袋の部分で応急的にのり留めを行っているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（吉田 豊君）

確認をしたいと思いますが、一応、西側のブロック塀を低くした段階で永久的なコンクリート擁壁に変えるということで考えておられるということと理解していいですね。はい、

ありがとうございます。

先に進みますが、この災害現場が、あくまでも建設課長は寄附完了を終えてということで、あくまでも個人の財産に公的資金はつぎ込めないという前提に立っておられるようですが、同じ日の災害で、恐らく切通の区長さんからも連絡があっていたと思いますが、千々岩たばこ屋さんの裏、あそこも同じ災害で被災されておるといふうなことで話を聞いておったんですが、その点についてはいかがな計画を持っておられるのでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員からの御質疑で、千々岩商店の裏側ののり面の対策はどうかということの御質疑かと思えます。

まず、災害であるかどうかというのがまず第一に来るかと思えますけれども、あその土地に関しましては、千々岩商店さんがあそこに移転をされた際に土地を削られたということで、現地で聞いております。その際に、個人さんがのりをあの勾配で切られたということで、その当時の施工業者さんに確認をして、安全であるというのを確認した上で、自分で切ったということでした。

そういった場合、基本的には自然災害というか、人災のほうになるのではないかと、人為的につくられたのり面が崩れたということで、個人の責任に帰するのではないかとということで認識をしまして、あその地につきましては、個人さんで対応をお願いしたいということでお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

当時の工事施工業者にも確認して実施したということなんですが、もしこれが、あそこが土砂崩れなりなんなりして、人命にかかわるような災害、仮に死者でもできたというふうなことでもそういうことが通りますかね。私は通らないと思えますよ。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員のほうから、人命にかかわるような災害が起きた場合に私の答弁で通るかかどうかということでの御質疑かと思えますけれども、まずもって災害がどういう原因で起こったかということが基本になってくると思われます。そういった裁判とか、そういった事案になった場合ですね。そこで争う内容がどういうものになるかによって変わってくると思いますが、まずもってそこに関しましては、個人さんが削られたと。個人さんが人為的にそののり面をつくったということで、起因するものの原因が何かということが一番の争点になるのではないかとこのように私は認識しております。で、そういったことになるのであれば、個人の責任に帰すというふうを考えるのが通常ではないかと思えます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

あのね、ちょっと考えが甘い。というのは、以前、私が有明海の津波のことで尋ねたんですよ。そしたら当時の課長さんは、有明海では津波は発生せんで言いんさったわけ。ところが、その後になって、北縁断層帯があるということが入ったんですね。上峰の南部に東西に入っているわけでしょう、白石のにきから久留米までね。すると今、言われておる南海トラフ地震。これに起因して、そして、北縁断層が動いた場合については震度7の地震が起きるといのがもう想定されているわけですね。その震度7が起きたら、あそこの千々岩さんのところの家1軒で済むないよかですよ。上から崩れてきた場合、どがんなつですか。そこの擁壁工事を防災でやっておって、それがもし災害を起こさずにクリアできたという形に仮に研究者あたりが発表したらどうなるかということですね。

最近、東京電力の福島原発で、地震学者が最大15メートル以上の津波が来るということを東京電力に指摘しとったというのが最近テレビで出ましたよね。今後、福島原発の補償問題で争われてきたときには、もう想定外じゃないですもんね。地震学者がもうこういう危険がありますよということを指摘しとつとを国と電力会社が無視して防波堤をつくつとって、それが結果的に16メートルぐらいの津波が来たから原発の電力が自動発電機のあれが水につかって動かんやっただけがああいう状態になったわけでしょう。

だから、想定外で切られるのと、押し切れん状況。だから先ほど言いますように、例えば南海トラフで北縁断層帯が震度7の地震を起こしたら、相当のやっぱり土砂崩れが発生すると思うわけですよ。そうしたときに、今、言われた、個人が削ったけん個人の責任くさいという形で果たして済むかどうか。防災上は町民の人命にかかわるようなことであれば、防災上、必要であると認識するならば、行政でやるべきじゃないかと。町長がいつも言われていますように、安全・安心なまちづくりという観点からいっても、当然、私は必要だと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

大規模災害のときは激甚指定等されるでしょうから、そこにはしっかり要件がございますので、行政がもちろん法律の範囲内で執行していくということが必要なわけですから、今、三好課長が申しましたように、指定の要件である基準を満たせば大規模災害に指定されて、そうした補償等が行われるものだと思います。

その基準の中には、全壊とか半壊とか、そうした基準がしっかり設けられております。人命が何名奪われたということもあるのかもしれませんが、私の記憶にはございません。全壊倒壊がどれぐらいの戸数があつて、どのエリアに広がっているかということで、その災害の指定を受け、補償がなされるものであり、吉田さんの言うように、大規模災害に指定される可能性が、要件がある以上、行政で全ての個人的な土地や家屋について補償をしていったらきりがない話じゃないかというふうに思うところでございます。

○2番（吉田 豊君）

今の町長の話の話を聞いていると、激甚災害に指定されて国から金が出るからそれはできるけれども、上峰町独断ではできないというのは、金がないからということなんですか。

○町長（武廣勇平君）

よくちょっと意味を取り違えられています、法律の範囲内でできることは最大限やっていくべきではないかと。町単独でどの災害においても、町費でその土地の建物の損壊、あるいは、のり崩れ等を手当てしていくべきだって議論が成り立つのかと、この町議会でちょっとぜひ、私自身はちょっと違和感を相当感じているところです。

吉田さんが指摘する箇所だけ予算づけするわけにはいきません。恐らく当然、町内で損壊、のり面の崩壊やら建物の損壊等について災害を受けた場合には、恐らく全てが対象となってくるわけでありまして、そこに一定のルールを設けることが必要となってくるのは町民の皆様から税金をお預かりして、それを再分配するときの基準ルールづくりが我々の役目であれば、必要な対応だろうと思います。

その上で、法律がどのように災害を定義し、どういう基準に基づいているかというところを考えながら、我々もそれに沿った形で基準ルールを適応していくというのが求められる姿じゃないかなというふうに思います。

○2番（吉田 豊君）

町長は法律の範囲内と言うですけどね、9月の定例議会で私が申し上げたように、法律でちゃんと書いてあるんですよ、災害対策基本法で。首長の責任でそれをしなければならないと、もう限定されておるわけですね。

9月定例で三好建設課長と意見交換したのは、個人の財産に公的資金を使うわけにゃいかんという、窓口へ相談行ったときにそう言われたから、じゃ、生活保護費は公費じゃないんですかと。要は、日本国憲法の25条で規定されておる国民の最低生活の保障を裏づけるために生活保護ができたんじゃないですか。だから、災害を未然に防止したり、いざ災害が起きたときには行政の責任でどう対応するかというのを定めたのが、私は災害対策基本法だというふうに考えております。私はそういうふうに考えていますが、町長、違うなら言ってください。

○町長（武廣勇平君）

私の手元には災害対策基本法がありまして、災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいうと。施行令がその下にありまして、災害対策基本法の政令で定める原因は、放射性物質の大量放出、多者の者の遭ぐを伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とすると。これには恐らく基準ルールがありまして、先般の北部豪雨等で同僚の首長の方々からお伺いをしたケースを申しますと、全壊が何戸以上という定義があったということで、家屋が半壊しているにもかかわらず対象

とみなされず、非常にどうしていいか途方に暮れているというお話をされている自治体もございました。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

その前の前の答弁で、町長が、私が言うたところだけ云々というふうな答弁をいただきましたが、そこだけはちょっと撤回しといてください。別に私は場所を特定して、個人のため云々じゃないです。上峰町全体の災害を見て回ったときに、災害が発生しているからどうかせないかんという形で私は考えておりますので、そこは撤回してください。

○町長（武廣勇平君）

御質問に上がっているのは、切通地区の該当箇所じゃないんでしょうか。私が申し上げているのは、全ての地域に行政で個人の土地、建物、そうしたところの災害の対象地域を補償するようなことはできないと申し上げているわけです。

吉田議員がその切通地区について御指摘をされて、この場だけでなく、私にもさまざま意見を言われてまいりましたけれども、その地域、その指定されたエリアだけを対象とすることは当然できないし、町内全体においても、やはり基準に基づいてルールを明確にし、補償等を行っていくべきだという考えを申し上げたところでございます。

○2番（吉田 豊君）

この1番の件については、今後、私も勉強して、再度町長に挑みますので、この点についてはこれで終わってください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、町指定避難所への避難道路の確保について。これについて執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問事項1、災害対応、質問要旨2、町指定避難所への避難道路の確保についてという御質問に対しお答えいたします。

お手元の資料の説明により答弁にかえさせていただきたいと思います。

お手元に資料1-②、計画道路の年次計画を御用意ください。

まず、本町の指定避難所は青色文字で明示しておりますとおりの12カ所でございます。それぞれ名称の横に記載している数値は標高となっており、下に記載しておりますのが避難対象となる災害の種類となります。また、道路の着色部分でございますが、高速道路及び国道が紫色、若干ちょっと色がコピーの関係で似ておりますけれども、北部のほうの大きい線と町真ん中あたりの大きい線2本が高速道路及び国道となります。県道が緑色となっており、計画道路を赤色表示としております。

さて、さきの議会の折に道路が冠水し、避難できない状況になっている箇所への御指摘を受けておりましたが、平成30年7月豪雨の際の冠水状況及び避難所までの経路を検討した結果、早急に対処すべき箇所として赤色図示しております3カ所4路線を計画しているところでございます。

まず、図面の右下①、町道八枚碓線でございますが、既に平成28年度より別事業で取り組んでおり、平成29年度からは社会資本整備交付金により補助事業で実施しているところでございます。年次計画につきましては、路線名横の表に記載のとおり計画しているところでございます。

平成28年概略設計、29年に路線測量、今年度実施設計、平成31年度用地買収、平成32年度に改良工事という計画で今、進んでいるところでございます。

次にその下、②町道江越碓線でございます。

こちらについては、さきの議会で吉田議員より御指摘いただいた箇所でございます。年内に計画を作成し、年度末までには地元協議を済ませ、来年度の早期の完了を目指したいと考えております。予定としましては、今年度現地測量、31年度に改良工事という計画をしております。

最後に資料左下③、町道野間口1号線外1路線でございます。

当該箇所においても、碓地区と同様の現象が起こっており、道路のかさ上げにより対処したいと考えているところでございます。碓地区と同様のスケジュールで計画したいと考えており、平成30年に現地測量、31年度に改良工事という計画をしております。

このほかに、学習等供用施設前の道路の冠水についても把握しているところではありますが、過去に周辺住民の方へ聞き取りをされた際に、かさ上げに対しては反対意見が出たと聞いており、今回の計画には計上していないところでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

今、説明を受けたんですが、この前提として、私は9月に各地区の皆さんと十分協議をして、そして問題が発生しないように工事計画を立てていただきたいということでお願いをしたんですが、先ほど3番の同僚議員からもありましたように、今現在の2カ所についてはここをしたから云々ということはありませんが、例えば課長が言われた学習等供用施設前の道路、あそこあたりは、ここをかさ上げしたらもういっちょ上のもともとあそこはさんごく峠とって、上米多と吉野ヶ里の中間、以前あった馬場商店の前ぐらいから回ってここさき来よったですもんね。そういう関連があるから、十分地元と話をしてということをお願いしたんですが、今回、ここについては年次計画が出ていませんが、これも恐らく早急に計画せんと、今後の降雨の状況によってはここも避難できないような道路になる可能性は十分あるとですね。それについては課長ももう十分把握されていると思いますのであれなん

ですが、それと役場の北、この道路ね。それから役場の西の三樹病院のところを右に曲がって左さい曲がっていくと、あそこの住宅の中も1回土のうを積んだことあつでしょう。団地の入口のところ土のうを積んで家の中に入らんような土のうば道の右側ですね。あそこあたりも今後、外記のため池のあそこを一時調整池というふうな形で野越しをつけたらどうかというふうな話もちよっとしとったんですが、なかなか進まんのでですね。

特に私が心配するのは、先ほども言いましたように、北縁断層帯の震度7で、もしあそこの外記のため池が壊れたらどうなるかということですよ。そういうことも想定していけば、今、言うた役場の北から下津毛の団地のあの辺の常襲水害地もやっぱり考えとかにやいかんというふうに思いますのでですね。

それと、この31年度の②の町道江越碓線と3番の町道野間口1号線外というのは、31年改良工事というふうになっていますが、31年の梅雨前には何とかなるんでしょうか。そこだけお尋ねをします。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうから、31年度に上がっているが、梅雨までにはどうにかなるだろうかということの御質疑だったかと思えます。

当初予算の中に計上できることが可能となった暁には、そういった方向で検討したいと思いますが、何分にもその業者さんの施工能力等もあるので、時期的なものが実際間に合うかどうかというのは、今ここではちょっとはっきりとは申し上げることはできないということで御理解いただきたいと思えます。

○2番（吉田 豊君）

一応、努力目標ということで聞き及んでおきますので、よろしくお願ひします。次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、老人福祉、質問要旨、敬老祝金の復活をについて、執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉田議員の質問事項2、老人福祉、要旨1、敬老祝金の復活をに関して答弁をいたします。

敬老祝金は、平成18年3月に廃止された上峰町敬老祝金支給条例により支給がなされておりましたが、平成18年4月1日に施行された現在の上峰町長寿祝金支給条例がその役割を担っております。現在は満70歳古希、満77歳喜寿、満88歳米寿、満99歳白寿に支給をしています。全国的には高齢化率、近年の平均寿命の延び、介護保険制度の創設など、敬老祝金支給事業開始当時とは、高齢者福祉を取り巻く環境が大きく変化している背景から、敬老祝金制度を廃止している自治体もふえております。

高齢者の長寿を祝い、これまで社会に貢献してきた労をねぎらう意味で、各自治体が進呈していた経緯がありますが、人生100年時代といわれ、高齢者の方が現役で、社会の一員として活躍されることが望まれている状況から考えますと、将来の予測を踏まえ、拡充はせず、現行の長寿祝金制度を縮減せず維持できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

河上課長といっちゃん変わらん答弁をいただきましたが、私が言っているのはね、今現在、町内ずっと回っておると、子育ては力入るっばってん老人は全然置いてけぼりやんね、町会議員何しよっかいと怒られたわけですよ。そいけん以前のように、金額はともかくとして、よく町長があらゆる場所でおっしゃいますが、今日の上峰があるのは先人のおかげという、老人を尊敬した言葉をよく使われるわけなんですよ。ならば、財政的にもある程度落ち着きを取り戻したならば、金額は幾らとは言いませんが、幾らかでもいいから老人福祉という観点から敬老祝金というのですか、長寿祝金、名称はともかくとして、何らかの形で尊敬の念をあらわすということができないかということでお尋ねをしているわけですね。だから全く考える余地がないのか。今の答えを聞くとあんまり期待できないような気持ちもするんですが、何とか検討をしていただけないのかなということ、あと町長に気持ちの沙汰をお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

これは健康福祉課長が申し上げたとおりでございます。77歳祝金を廃止している自治体も昨今は出てきております。

これは、その議会ではどういう議論が行われているかといいますと、平均寿命が77歳ということで、70歳を廃止した後に77歳を廃止したわけですね。平均寿命が変わっていくことで、長寿をお祝いするという、そういう趣旨自体が薄れてきているというような議論があったようでございます。

現在、町は先ほど吉田議員がおっしゃっていただいたように、財政状況が改善をいたしました。ふるさと納税の貴重な御寄附等がその原因の一部ではございますけれども、だからといって高齢者に対する現金を支給することが、まちづくり、人づくり、仕事づくりにかなうものかという点で考えますと、やはり寄附者の立場からすると非常にその点は違和感を感じられるであろうし、もちろん町の歳出削減だったり、起債の抑制だったりしたこともその健全化の一助でございますので、そうした点でどうかと言われても、見て考えてみても、政策としてこの現金の給付が本当によいものかという点は、やはり私はすごく考えるべきじゃないかというふうに思って実はおります。

以前、吉田議員の御提案で入学祝金について実施を現在しておりますが、この点についても、やはりクーポンという習い事予算に限定したスタディクーポンを出していますけれども、

こっちのほうやはり政策としては使い方としても限定されたものになるし、また町内という縛りを今後つくっていく上でも現金の給付よりももっとよりよい効果があるのではないかというふうに私自身は考えているところです。

所見ということで今、考え方を申しましたけれども、私が以前、お会いしたある高齢者の方にお話をしますと、年齢だけに区切って現金を給付するなんて高齢者に失礼だという御意見の方もいらっしゃいます。むしろ先達の皆様方のおかげでというふうに私が申し上げるときに想像しているのは、やはり地域をよくしたいとか、地域のためを考えて次世代、子や孫に地域を残して守り伝えていきたいという方々を想定して申し上げておりますので、そういった意識の方もいらっしゃるという意味で、長寿を祝福するという本来の目的にふさわしい、敬老の意を温かくお伝えする贈り方を考えるべきなのではないかというふうにも思います。

年齢によって特定の方に現金を渡すのではなく、医療支援やら具体的な町内の資源をもとにした施策、すなわち昨年実施いたしました温浴施設の入場券を老人クラブの皆様方と連携しながら配布したり、あるいは医療の分野でもっとよい施策をつくっていくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○2番（吉田 豊君）

現金給付には少し抵抗があるというふうな町長のお考えでございます。

それはそれで結構ですので、やはり何か老人に対する福祉策を、じゃ、形を変えてでもいいですから何か検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これは課長で結構です。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉田議員の高齢者には町の施策が届いていないのではないだろうかという御質問かと思えます。

現在、新運行形態のコミュニティーバスですが、65歳以上の高齢者や免許返納者の方については、減免措置や運賃の助成等も検討しているところであります。保健事業や介護の方面など、横断的な対応が今後、高齢者の方たちに対しての対応が必要になってくるのではないかと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○2番（吉田 豊君）

運賃助成とかいろいろ考えていますよということなんですが、できれば無料になるようによろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、通学路の整備、質問要旨、子供議会でも通学路の整備が必要であるとの指摘があったが、建設課において、現在把握している未整備道路の計画内容については、執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問事項3、通学路の整備、質問要旨1、子供議会でも通学路の整備が必要であるとの指摘があったが、建設課において、現在把握している未整備道路の計画内容はどういう御質問に対しお答えいたします。

通学路における対策未実施道路ということで答弁させていただきます。

まず、必要箇所の把握方法でございますが、町道の舗装状態が粗悪であることは、既に御案内のとおりでございます。そういった状況を早期に解消すべく、昨年度、舗装長寿命化修繕計画を策定し、対策必要箇所及び今後の修繕スケジュールについて公表しているところであります。

よって、公表している箇所と通学路を合致させることで対策必要箇所がわかることとなるということになります。それを図にしたものを資料として提出させていただいているところであります。

それでは資料3-①舗装長寿命化修繕計画対策必要箇所位置図をごらんください。

赤色実線部分が通学路の対策必要箇所となります。

次に、計画内容はどういう御質問でございますが、資料に図示しております箇所について、舗装の改修を予定しており、工事内容としましては、現在の舗装を剥ぎ取り、舗装を打設する工事、いわゆる舗装の打ちかえ工事ということになります。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

私がここで申し上げたかったのは、この地図には通学路という指定になっていないようなんですが、保護者の方から意見を聞いたのが、町の武道館の西の道路からヤクルト住宅の北の道路をつるっと西さい行って、まだ昔の農道の幅のところの40メートルから50メートルぐらい残っているところがあるでしょう。途中まではずっと宅地分譲で道路が広くずっとなっていますけど、あそこの昔でいう6尺道路の40メートルから50メートルのところ、あそこを子供たちがよく通っているらしいんですね。あそこを何とかしてもらえんかということなんですけど、そこで教育委員会にお尋ねしますが、通学路という指定、認定基準はどがんなっとつとでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田議員より、通学路の認定基準はどういうことで御質問いただきました。

通学路は、学校とその地域の子供たちが集まる場所、例えば公民館でありますとか、例えば子供たちの最後のお家の前とか、そういう地域ごとに特性はありますが、その都度都度、

その集まる場所から学校までのこと、町道を通学路ということと呼んでおります。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

今、子供たちの集合、集まる場所から学校への道のりを通学路ということなんですが、実際、子供たちが通っている道を通学路に指定はしないとですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

実際に子供たちが通っている場所ということでございます。

例えば、お一人お一人の自宅の前までということでございますでしょうか。通学路というときには、集合場所からの間を言いまして、その集合場所からさきの一人一人の家のところについては通学路という指定はしてございません。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

私が今、言った場所、わかりますよね。あそここのところ、どこに集まっているか知らんですけど、あそこを中学生が自転車通学で何名かが通るというわけなんです。だから、どっかに集まって多分、通っていると思いますが、何人かというのは把握していませんが、一応、集まって中学校に来ると。だから、その集まる場所もそのときの学生の構成によって場所も変わると言うんですよね。だから、その都度その都度、実際、通学に使用している道路を通学路というふうに理解はできないのですかということを知ったわけですね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま吉田議員、その都度その都度ということでお話しいただきました。

通学路は、確かにその年度年度で子供たちが利用するところ、集まる場所を学校のほうで確認して、そこを通学路ということで、子供たちにはその道を通って帰るよというところで指導をしているところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

ということであれば、当然今、私が言った路線も通学路にならにやいかんとですけど、何でなつとらんとでしようか。この地図に赤線が入つとらんけんですね。何ででしようか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御指摘の道、私のほうでちょっと町道認定が今、どのようになっているのかを把握しておりませんが、もしかしてあの道路が町道の未整備、舗装をしていない道路であるか、あるいは町道認定をされていないか、その点については私どものほうで承知しておりませんので、また建設課のほうでちょっとお調べさせていただければ幸いです。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

執行部の皆さん、ようっと耳をほじくって聞いてください。私は言ったはずですよ。2メートルぐらいの旧道路の未整備の道路が、そこを子供たちが通っておるからどうかということ聞いたわけですよ。建設課と確認するってんなんてんじゃなかでしょうが。武道館の北側からヤクルト住宅を抜けて西に行ったら、途中までは民間の宅地開発で5メートルから6メートルの広い道で舗装になっています。ところが、あるところまで行くと、そこから先が旧態依然と昔の6尺道路の非舗装の全くの荒れ放題の道路。そがんとろば行きよって、草の生えとって、ペダルが引っかかって倒れたりしたりなんかしたら大ごとだからどうですかと聞きよっとです。わかったですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田議員より場所を再度御紹介いただきました。もし、そこを生徒たちが自転車で通っているというのであれば、そこは通学路ではございませんので、学校のほうと協議して、再度確認の上、指導をしていただければというふうに承知しておりますので、学校とすぐ協議していきたいというふうに思います。

以上です。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員のほうから、通学路に指定されていないのはなぜかという御質疑かと思えますけど、まず私が把握している中では、通学路というのは基本的に子供の交通安全を守った上で通れる、通りやすい、今、通れる道路を通学路にしてあるという認識を持っておりますので、今、議員が御指摘されている道路に関しましては舗装もされていないし、当然、道もでこぼこでございます。狭小でございます。そういったところを通学路に指定するというのは、基本的にあり得ないのかなというふうに私は思っております。

今、御指摘の道路でございますけれども、今、計画をしております、先の交差点ですね、ヤクルトハウジングの西のほうの交差点の南北の道路に関しましては、社会資本整備の事業の中に取り込んでいっております。今、御指摘ある道路、横の道に関しましても、今後そういった中で対応をしていきたいということで考えておるところでございます。

なお、申し添えますけれども、西側のほうに住宅の分譲ができて、急に狭くなっているお宅のところは1カ所あったんですけれども、あそこについては前回、9月の段階で補正予算いただきまして、用地のところをお願いしておるということでお話を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○教育長（野口敏雄君）

通学路についての御意見、御質疑でございます。

今、建設課長も申されましたけれども、通学路を認定するに当たりましては、子供たちの安全を前提としながら、距離だけではなくて、合理性を持ってという言葉がついております。

安全のために少々回り道をしてでも安全な道を認定するという事で毎年、学校のほうでも進めているところでごさいます、御指摘の荒れているような状況、安全面が確保できないような部分については、学校としては認めていないのではないかと思います。そこは至急、確認をいたしまして、そうなりますと、子供たちの通学途上における指導の範疇で、そこは通らないようにというようなことも必要になってくるかもしれませんので、対応をしたいというふうに思っております。

○2番（吉田 豊君）

だから私は申し上げているんですよ。子供たちが実際、通る道が通学路に認定して行って、もし未整備であれば、それを急いで整備すべきではないかという意見を申し上げているんですね。

学校保険の問題でも以前、聞いたことがあるんですが、通学路、若干離れて迂回して帰るくらいやったら保険対象はなるということで、以前、回答を得とったんですが、毎日毎日、子供たちが指定通学路じゃない道を通っている実態があれば、やっぱりそれを通学路として学校のほうと協議をして、通学路と認定して、未整備の部分については早く整備をしてくださいというふうな動きをしないと、何か行政の怠慢に私は思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

私の立場から言えますことは、先ほども少し触れましたけれども、通学路というのは、児童・生徒が通っているからそこを認定するわけではないということでごさいます。

毎年度、子供たちの通学しようとしたい道というのは変わってまいります。児童・生徒の変化によってですね。ですから、そこを学校は毎年度当初に把握をして、先ほど事務局長のほうから集まってくるというような表現をしましたけれども、あれは言うならば、小さな集落単位での部分から学校までのまずは最短距離をはかって、そして距離だけでは見れない安全面を含めた上での合理的な判断がなされるのであれば、そこを通学路として認定するという流れになっております。

ですから、子供たちが今、議員御指摘の箇所を通っているのであれば、そこが安全的にどうなのかを学校から実際、通っている子供たちに確認をしてもらって、そこを通らないといけない、そこを通ることが理にかなっているというのであれば、それは学校のほうからも町当局のほうに舗装とか整備を要求することになると思いますし、一方では、そこを通らずとも違う道のほうがいいんだというふうに学校が判断する場合もあり得ると思います。至急、教育委員会としては学校のほうと協議をしたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（寺崎太彦君）

もう終了してよろしいですか。

これで2番吉田豊議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時3分 散会